

別紙 3－1（農地防災に係る運用）

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の ① の ア の (ウ) に掲げる農地防災の実施については、実施要綱及び実施要領本文によるほか、この別紙本文及び運用 1 及び運用 2 に定めるところによる。

第 2 農地防災の実施事業

農地防災において実施する事業は、次に掲げる事業とする。

1. 農地防災事業

農地・農業用施設に係る災害の未然防止・軽減に資する整備等を行う事業であり、運用 1 に掲げる事業

2. 水質保全対策事業

農業用排水の水質汚濁に起因する障害の除去により良質な農業用水を確保、又は農業用排水施設内の水質浄化あるいは農業用排水施設から公共用水域に排出される水質の浄化を行うために農業用排水施設の整備等を行う事業であり、運用 2 に掲げる事業

運用 1（農地防災事業）

第 1 定義

この運用において「事業」とは、運用 1 別紙 1 に掲げる事業であって都道府県が行うもの（以下この別紙において「県営事業」という。）と市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下この別紙において「団体」という。）が行うもの（以下この別紙において「団体営事業」という。）をいう。

第 2 事業の実施

- 1 都道府県知事は、新たに農山漁村地域整備交付金（以下この別紙において「交付金」という。）を充当して本事業を実施するとき、又は団体から新たに交付金を充当して本事業を実施したい旨の報告があったときは、実施要綱第 3 に掲げる農山漁村地域整備計画とあわせて、事業計画概要書（別紙様式第 1 号、ただし、地域ため池総合整備事業、ため池等農地災害危機管理対策事業、農業用河川工作物応急対策等事業、土地改良施設耐震対策事業及び土地改良施設豪雨対策事業を除く。）を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
 - (1) 運用 1 別紙 1 の農地保全整備事業のうち特殊農地保全工事における、ほ場整備、畑地かんがい又は農地開発については別紙様式第 1 号のほか、別紙様式第 2 号を提出するものとする。
 - (2) 運用 1 別紙 1 の農地保全整備事業のうち特殊自然災害対策工事を実施する場合は、別紙様式第 1 号のほか、別紙様式第 3 号を提出するものとする。
 - (3) 運用 1 別紙 1 のため池等整備事業のうち、ため池緊急防災体制整備促進事業を実施する場合は別紙様式第 1 号のほか、別紙様式第 4 号を提出するものとする。
 - (4) 運用 1 別紙 1 のため池等整備事業のうち、ため池等農地災害危機管理対策事業を実施する場合は別紙様式第 1 号のほか、別紙様式第 5 号を提出するものとする。
 - (5) 運用 1 別紙 1 の防災ダム事業のうち防災ダム等利活用保全施設整備工事を併せて実施する場合は別紙様式第 1 号のほか、別紙様式第 6 号を提出するものとする。
 - (6) 運用 1 別紙 1 のため池等整備事業のうちため池利活用保全整備工事又は用排水施設等利活用保全整備工事を併せて実施する場合は別紙様式第 1 号のほか、別紙様式第 6 号を提出するものとする。
 - (7) 運用 1 別紙 1 の地域ため池総合整備事業のうち調査計画事業を実施する場合は別紙様式第 7 号を、総合整備事業を実施する場合は別紙様式第 8 号を提出するものとする。
 - (8) 運用 1 別紙 1 の農業用河川工作物応急対策等事業を実施する場合は別紙様式第 9 号を提出するものとする。
 - (9) 運用 1 別紙 1 の土地改良施設耐震対策事業のうち点検事業を実施する場合は別紙様式第 10 号を、整備事業を実施する場合は別紙様式第 10 号のほか、別紙様式第 11 号を提出するものとする。
 - (10) 運用 1 別紙 1 の農村災害対策整備事業のうち調査計画事業を実施する場合は別紙様式第 12 号を、整備事業を実施する場合は、別紙様式第 13 号を提出するものとする。

- (11)運用 1 別紙 1 のため池等整備事業及び農地保全整備事業のうち実施計画策定事業を実施する場合は別紙様式第 1 号を提出するものとする。
 - (12)施設長寿命化計画等に基づく施設機能保全対策を実施するに当たっては、
 - (1)から(10)までに定められているもののほか、別紙様式第 14 号を提出するものとする
 - (13)運用 1 別紙 1 のため池群整備事業のうちため池群整備工事又はため池群管理体制整備事業を実施する場合には、別紙様式第 15 号を提出するものとする。
 - (14)運用 1 別紙 1 の土地改良施設豪雨対策事業のうち調査計画事業を実施する場合は別紙様式第 16 号を、整備事業を実施する場合は別紙様式第 17 号及び別紙様式第 18 号を提出するものとする。
- 2 実施要綱第 3 の 1 の(6)の規定による費用便益費を算出する事業は運用 1 別紙 1 で掲げる事業のうち以下のとおりとする。
- (1) 防災ダム事業
 - (2) ため池等整備事業（ため池等農地災害危機管理対策事業のうちウ及びエ、ため池緊急防災対策事業、実施計画策定事業、ため池緊急防災体制整備促進事業のうちア、イ、ウ、オを除く。）
 - (3) 湛水防除事業
 - (4) 農地保全整備事業（実施計画策定事業を除く。）
 - (5) 農村地域環境保全整備事業
 - (6) 地盤沈下対策事業
 - (7) 地域ため池総合整備事業（調査計画事業、総合整備事業の防災・減災対策（ハザードマップの作成）及び保全対策（地域住民参画による保全体制の整備及び保全活動）を除く。）
 - (8) 農業用河川工作物応急対策等事業
 - (9) 土地改良施設耐震対策事業（点検事業を除く。）
 - (10) 農村災害対策整備事業（調査計画事業を除く。）
 - (11) ため池群整備事業（調査計画事業及びため池群管理体制整備事業を除く。）
 - (12) 土地改良施設豪雨対策事業（調査計画事業を除く。）
- 3 土地改良法第 87 条の 4 及び第 96 条の 2（第 96 条の 4 において準用する第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、地震若しくは豪雨に対する安全性の向上を図るために、又は老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがあるために、必要な農業用排水施設の新設、廃止又は改修を内容とするものとする。
- 4 運用 1 別紙 1 の防災ダム事業のうち防災ダム等利活用保全施設整備工事、ため池等整備事業のうちため池利活用保全整備工事、ため池緊急防災体制整備促進事業、ため池整備工事（特別対策型）のウに掲げる工事及び用排水施設等利活用保全整備工事の事業計画の作成に当たっては、事業実施主体となる者は、あらかじめ費用負担予定者及び施設予定管理者の同意を得るとともに、関係行政機関その他関係団体の意見を聴くものとする。
- 5 土地改良法に基づき新たに交付金を充当して本事業を行おうとする者は、土地改良事業計画を定めるものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、土地改良法第 87 条の 4 及び第 96 条の 2（第 96 条の 4 において準用する第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に関するものに限る。）に基づき本事業を行おうとする者は、緊急防災等工事計画を定める

こととし、当該計画の作成に当たっては、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について（昭和 42 年 11 月 6 日付け 42 農地 C 第 375 号農地局長通達。以下「農地局長通達」という。）」を準用するものとする。

- 7 土地改良法の手続によらずに本事業を行おうとする者にあっても計画を定めるものとし、当該計画の作成に当たっては、農地局長通達を準用するものとする。

第 3 事業計画の変更

- 1 都道府県知事は、土地改良法に基づき実施する県営事業の計画変更については、「補助金の交付を受ける都道府県営土地改良事業に係る土地改良事業計画に関する手続きについて」（平成 12 年 11 月 30 日付 12 構改 C 第 704 号農林水産事務次官依命通知）により行うものとする。
- 2 団体営事業の事業実施主体は、土地改良法に基づき実施する団体営事業の事業計画について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業の施行に係る地域についての次に掲げる変更

ア 事業の施行に係る地域の変更であって、これに伴う受益面積（農地開発を伴う事業にあつては造成農地面積をいう。）の増又は減が 10 パーセント以上となる変更

イ 事業別目的面積又は造成面積の利用区分別面積のそれぞれの増減が 20 パーセント以上となる変更及びその位置の著しい変動。ただし、それぞれの増減が受益面積全体の 10 パーセントに満たない場合は、この限りではない。

- (2) 主要工事計画について、平成 18 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1272 号（土地改良法施行規則第 38 条の 2 等に規定する主要工事計画等であつて農林水産大臣が定めるものを定める件。以下「告示」という。）第 1 号（一）イ（ア）から（ウ）まで、（二）イ（ア）及び（イ）、（三）イ（ア）及び（イ）、（四）イ並びに（五）イに掲げる変更

(3) 事業費であつて告示第 2 号に規定されているものについての変更

- 3 運用 1 別紙 1 に掲げる事業（地域ため池総合整備事業、農業用河川工作物応急対策等整備事業、土地改良施設耐震対策事業、農村災害対策整備事業、ため池群整備事業及び土地改良施設豪雨対策事業を除く。）のうち土地改良事業以外の事業として実施するものについて、次の各号のいずれかに該当する変更を行なったときは、事業実施主体は、県営事業にあつては変更を行った旨を地方農政局長等に報告し、団体営事業にあつては都道府県知事の承認を受けるものとする。

(1) 受益面積の 10 パーセント以上に及ぶ増又は減

(2) 主要工事計画であつて、次に掲げるもの

ア 用排水系統の著しい変更

イ ダム、頭首工、用排水機及び用排水樋門等の基盤施設の新設又は廃止

ウ イに掲げる施設の設置位置の大幅な変更

エ 水路延長の 20 パーセント以上に及ぶ増又は減

オ そのほかアからエまでに準ずる主要工事計画の変更

- (3) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の 10 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

- 4 都道府県知事は、団体営事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認

したときは、地方農政局長等にその旨報告するものとする。

第4 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる次の経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。ただし、運用1別紙1に掲げる事業のうち土地改良施設耐震対策事業を除く。

都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下この別紙において「固定価格買取制度」という。）による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

1 工事費

- (1) 本工事費
- (2) 附帯工事費
- (3) 測量設計費
- (4) 用地費及び補償費（ため池緊急防災対策事業及びため池緊急防災体制整備促進事業については、補償費に限る。）
- (5) 船舶及び機械器具費（ため池緊急防災対策事業及びため池緊急防災体制整備促進事業については、機械器具費に限る。）
- (6) 換地費
- (7) システム整備費（ため池等農地災害危機管理対策事業、ため池緊急防災体制整備促進事業及びため池群整備事業に限る。）
- (8) 実施設計費
- (9) 調査費（ため池等農地災害危機管理対策事業、ため池緊急防災体制整備促進事業及びため池群整備事業に限る。）
- (10) 調査及び台帳作成費（ため池緊急防災対策事業に限る。）

- 2 実施計画策定費（ため池等整備事業若しくは農地保全整備事業の実施計画を策定するための調査及び計画作成費、ため池群整備事業の調査計画事業を行うための調査及び計画作成費又は、土地改良施設豪雨対策事業の調査計画事業を行うための調査及び計画作成費に限る。）

第5 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに交付要綱第4に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。
 - (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業

水利施設等へ直接、供給できる機能を有すること。

- (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第6 その他

- 1 事業の実施は、この運用に定めるもののほか、別紙3-2に定めるところによる。
- 2 この事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるところによる。
- 3 土地改良法第87条の2第1項第3号に掲げる事業として実施する場合については、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の土地改良施設の更新を含むものであって、おおむね200ヘクタール（畑に係るものにあつては、100ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地として事業を実施する場合とする。
- 4 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 5 本事業により農業用ため池を対象とした整備等を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）附則第2条第1項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の届出又は同法第4条第3項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。
- 6 浸水想定区域図（ため池が決壊した場合の浸水想定範囲を明示した図をいう。以下同じ。）を作成した場合は、当該浸水想定区域図の電子データを地方農政局長等に速やかに提出すること。
- 7 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないとき、又は埋立によるため池の廃止を行うときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第7 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号）別紙9の第3の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 2 「農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について」（平成27年4月9日付け26生畜第1968号・26農振第1939号・26林整計第840号・26水港第3629号）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領に規定するため池等整備事業を平成26年度までに実施している地区については、なお従前の例による。

別紙様式第 1 号（第 2 関係）

〇 〇 事 業 計 画 概 要 書

県 名		地区名				所在地				着手年度			事業実施主体		
受 益 積 面	総 事 費	効 果				t 当 たり 事 業 費	10 アール 当 たり 事 業 費	負 担 区 分					備 考		
		農 業 関 係			その他			国 費	県 費	地 元 負 担 金					
		農作物	農地・ 施設	計						市町村	賦課金	その他			
ha	円	t 円	か所 円	円	か所 円	円	円	円	円	円	円	円	円		
現 況															
計 画															
主 要 工 事															
ため池 基 本 台 帳	登 録 年 度					更 新 年 度									

- (注)
- 5 万分の 1 の位置図を添付すること。
 - ため池等整備事業及びため池群整備事業にあつては、受益面積は、かんがい面積とし、被害防止面積を括弧外書きで併記すること。
 - 農地保全整備事業（特殊自然災害対策工事）にあつては、効果の欄を削除すること。
 - ため池緊急防災対策事業の事業計画概要書にあつては、地区名、所在地、受益面積、効果、t 当たり事業費、10 アール当たり事業費及び主要工事の欄を削除すること。
 - 農村環境施設整備及び支援事業並びに農地保全整備事業（特殊自然災害対策工事）にあつては、受益面積、効果、t 当たり事業費及び 10 アール当たり事業費の欄を削除すること。
 - 農地保全整備事業のうち農地機能保全対策工事を実施する場合にあつては、農地機能保全対策工事と事業名の欄に括弧書で併記すること。
 - ため池等整備事業及び農地保全整備事業のうち実施計画策定事業又はため池群整備事業のうち調査計画事業にあつては、効果、t 当たり事業費、10 アール当たり事業費、現況、計画、主要工事、ため池基本台帳の欄を削除すること。また、備考欄に実施計画の対象事業を記入すること。

別紙様式第 2 号（第 2 関係）

ほ場整備（畑地かんがい、農地開発）事業計画概要書

受益面積 (ha)	現 況	移動経緯	計 画	総事業費		t 当 たり		10 a 当 たり	
	畑 樹園地 その他 計			(円)		事業費 (円)		事業費 (円)	
現 況									
計 画									
主 要 工 事									
換地計画の 概 要									
効 果 (円)	作物純益額	営農労力節減	維持管理費節減	計	妥当投資	投資効率	所得償還		
負 担 区 分									
国 費	県 費	地 元 負 担 金			備 考				
		市町村費	賦 課 金	そ の 他					
(円) (%)	(円) (%)	(円) (%)	(円) (%)	(円) (%)					

別紙様式第 3 号（第 2 関係）

農地保全整備事業（特殊自然災害対策工事）整備計画概要書

1 計画概要書

農政局名		県 名		地区名		受益面積	水田	畑	樹園地	その他	計
関係市町村			事業実施主体			()は 重複受益	()	()	()	()	()
事業実施主体 が法人の場合	代表者	所在地			予定工期						
特殊自然災害 の被害状況						工事の概要					
工事の必要性											
対策計画名						負担割合	国	県	市町村	地元	
計画策定者			策定年月日			施設の予定 管理方法					

位置平面図（2 万 5 千分の 1 程度）

計画平面図

別紙様式第4号（第2関係）

ため池緊急防災体制整備促進事業計画概要書

1 計画概要書

地区名		局名	県名	関連工事 の概要	工事名	地区名	受益面積	総事業費	工期
関係市町村		事業実施主体					ha	千円	
ため池の名称		被害想定面積			ha				
概算事業費		(千円)			事業 の 概要	1 年 目			
事業の必要性						2 年 目			
実施 内容	監視・管理体制の強化					3 年 目			
	緊急的な防災対策					4 年 目			
	減災対策の実施					5 年 目			
	ハード整備の着手促進								
地域防災上のリスク除去									
費用の負担方法					備考				

（注1）関連工事とは、ため池緊急防災体制整備促進事業と関連して実施予定の工事又は併せて行う工事をいう。

（注2）関連工事が実施予定の場合には、関連工事の概要は分かっている範囲で記入すること。

（注3）施設が決壊した場合に想定される被害区域が分かる図面を添付すること。

（注4）地域防災上のリスク除去を行う場合には、計画平面図及び断面図を添付すること。

別紙様式第 5 号（第 2 関係）

ため池等農地災害危機管理対策事業計画概要書

1 計画概要書

県名		地区名				着手年度			事業実施主体	
総事業費	被害想定面積	想定被害額等				負担区分				備考
		農業関係			その他	国	県	市町村	その他	
		農地	施設	計						
千円	ha	ha 千円	か所 千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
現況										
計画										
主要工事										
農地災害危機管理対策計画	策定年度									

(注) 1 5 万分の 1 の位置図を添付すること。
2 防災情報管理システム整備のみを行う場合にあっては、「被害想定面積」は、当該システムの対象となる範囲における農業振興地域内の「農用地面積」とし、想定被害額等の欄を削除すること。

別紙様式第 6 号（第 2 関係）

利 活 用 保 全 施 設 整 備 工 事 計 画 概 要 書

1 計画概要書

地 区 名		局 名		県 名		本 体 工 事 の 概 要	工事名	地区名	受益面積	総事業費	工 期
関 係 市 町 村				事業実施主体					ha	千円	
工事の必要性											
工 事 の 概 要	1 利活用保全施設 2 関連施設					概算工事費					
						費用の負担 の 方 法					
						施設の予定 管 理 方 法					
						関連事業等 の 概 要					

2 計画概要図

- 1）位置図（2万5千分の1程度）
- 2）計画平面図
- （注）本体工事とは、利活用保全施設工事を併せて行う工事をいう。

地域ため池総合整備事業（調査計画事業）計画概要書

1 地区概要

①地区名	
②事業実施主体	
③関係市町村名	
④計画対象面積	(h a)
⑤対象ため池名	
⑥事業実施内容	
⑦総事業費（調査計画事業）	
⑧事業実施期間（調査計画事業）	

注1）「対象ため池名」について、ため池等の数が多い場合は「〇〇池ほか〇箇所」のような記載可。

注2）第2、運用1別紙2第7に該当する場合は、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。

2 添付図面

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図

地域ため池総合整備事業（総合整備事業）計画概要書

1 地区概要

①地区名						
②事業実施主体						
③関係市町村名						
④事業実施内容						
⑤対象ため池（水路）名						
⑥受益面積		全 体	水 田	畑	その他農用地	農用地以外
	受益面積の内訳	ha	ha	ha	ha	ha
⑦総事業費		千円 （ 千円）				
⑧事業実施期間		（ ）				
⑨条件不利地域に関する指定						

注 1）「総事業費」及び「事業実施期間」欄の（ ）には、調査計画事業を含む総事業費及び工期を記載する。

注 2）事業実施内容ごとに対象ため池（水路）名、受益面積（運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の（5）から（7）までの事業にあつては被害想定面積をいう。）を記載する。

注 3）第 2、運用 1 別紙 2 第 7 に該当する場合は、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。

2 添付資料

地域ため池総合整備計画

3 添付図面

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図

別紙様式第 9 号（第 2 関係）

農 業 用 河 川 工 作 物 応 急 対 策 事 業 計 画 概 要 書

県名		地区名		関係市町村名		区分		着手年度		事業主体	
工作物の種類		所在地						工作物の管理者			
水 系 名		河川名		級数		河 川 管 理 者					
受益面積	総事業費	負 担 区 分						備 考			
		国 費	県 費	地 元 負 担							
				市町村	賦課金	その他					
ha	千円	千円	千円	千円	千円	千円					
現 況											
計 画											
主要工事											
河川管理者との協議							全体事業費	負 担 区 分			
							農林側	建設側			
							千円	千円	千円		

(注) 1. 区分欄には、大規模、小規模の別を記入すること。
2. 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業の場合は、表中「河川」を「道路」に改めることとする。

別紙様式第 10 号（第 2 関係）

土地改良施設耐震対策事業計画概要書

地 区 名			所 在 地				
工 期			受 益 面 積	h a	事 業 主 体		
総 事 業 費	負 担 区 分				備 考		
	国	都道府県	地元負担金				
			市町村	賦課金	その他		
			千円	千円	千円		千円
事業の種類			施設の種類			事業の管理者	
事 業 内 容							
施設の諸元							
当該地域及び 当該施設の特 徴並びに事業 の必要性							
採 択 要 件							

注 1）位置図及び計画平面図を添付すること

注 2）事業の種類については、点検事業又は整備事業のいずれかを記入すること

注 3）採択要件については、運用 1 別紙 4 における該当箇所を記入すること

耐震対策事業計画書

第 1 地区の概要

地区内の農業や生活環境に係る現状、当該施設周辺の土地利用状況、今後目指す地区の姿等について記載する。

第 2 想定される地震

当該地域で発生するおそれのある地震の規模及び可能性や発生した際の地区内の想定被害等について記載する。

第 3 施設の現状

点検の結果をもとに当該施設や基礎地盤の現状等について記載する。また、必要に応じて図面や写真の添付を行う。

第 4 耐震補強計画

整備事業の主要工事計画について記載する。

第 5 工 期

整備事業の工期について記載する。

第 6 費 用

整備事業の実施に要する費用について記載する。

第 7 効 用

整備事業の実施により生ずる災害防止効果等について記載する。

第 8 位置図及び一般計画平面図

農村災害対策整備事業（調査計画事業）計画書

1 地区概要

①地区名			
②事業実施主体			
③都道府県名			
④関係市町村名			
⑤関係土地改良区名			
⑥計画対象面積	(h a)		
⑦事業実施内容			
⑧総事業費（調査計画事業）			
⑨事業実施期間（調査計画事業）			
⑩災害防除に関する地域指定			
⑪甚大な災害諸元	発生日	災害名	被害額
	激甚災害指 定状況	局激基準被 害状況	災害救助法 適用基準

2 添付図面

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図
- (3) 現況施設の点検結果

農村災害対策整備事業（整備事業）計画書

1 地区概要

①地区名						
②事業実施主体						
③都道府県名						
④関係市町村名						
⑤関係土地改良区名						
⑥整備事業対象面積		全 体	水 田	畑	その他農用地	農用地以外
	対象面積の内訳	ha	ha	ha	ha	ha
⑦事業実施内容						
⑧総事業費		千円 （ 千円）				
⑨事業実施期間		（ ）				
⑩条件不利地域に関する指定						
⑪災害防除に関する地域指定						
⑫甚大な災害諸元	発生日	災害名			被害額	
	激甚災害 指定状況	局激基準 被害状況			災害救助法 適用基準	

注 1）「総事業費」には、事業費を記載する。
注 2）「総事業費」及び「事業実施期間」欄の（ ）には、調査計画事業を含む総事業費及び工期を記載する。

2 添付資料
農村災害対策整備計画

3 添付図面
(1) 位置図
(2) 計画平面図

別紙様式第 14 号（第 2 関係）

施設長寿命化計画の概要

1 施設 の 概 要	施設名称	造成工期		受益面積	造成事業	施設管理者
		着工	完成	ha		
	施設構造					
	施設規模					
	事業 実施 理由					
2 調 査 結 果 概 要	予備調査 結果概要					
	一般調査 結果概要					
	詳細調査 結果概要					
	診断結果					
3 機能保全対策 概要	対策工法					
	対策時期					
	対策費用					
4 コスト 機能保全	機能保全 コスト					
	コスト削減 効果 ※					
5 備考						

※コスト削減効果については、従来に対応を行った場合と比較して、本事業によるコスト削減効果を記入する。

別紙様式第 15 号（第 2 関係）

農用地災害防止ため池整備計画

1 地区の現況

都道府県名		地区名		所在地	
地形・地質 土質・気象					
地域農業 の現状					
既往の 災害状況					
地域防災計画 等における 位置付け					
地域指定等					

2 課題及び整備方針

地域農業の 課題と振興方 向	
地域防災の 現状と課題	
地域防災の 取組方向と 整備方針	

3 ため池群整備工事の概要

整備の必要性		※ため池が群である理由を記載。							
整備内容		対象施設				事業量			
事業実施主体					事業実施期間				
受益面積 (ha)					防災受益面積 (ha)				
田	畑	樹園地	その他	計	水田	畑	その他	計	
被害額 (千円)							人命 (人)	備考	
作物	農地	農業用 施設	公共施設	家屋 その他	計	うち 農外分			
総事業費 (千円)		負担区分 (%)							
		国		県		市町村		その他	
関連事業等の概要									
事業名・地区名	事業実施 主体	事業実施期間			事業内容		総事業費 (千円)		

注) ため池群整備工事の事業計画の対象とするため池の一覧を添付すること。

4 ため池群管理体制整備事業の概要

管理体制の現状				
管理の今後の 基本方針				
関係者の合意状況				
事業実施内容				
事業実施主体		事業実施期間		
総事業費（千円）	負担区分（％）			
	国	県	市町村	その他

注１）ため池群管理体制整備事業の事業計画の対象とするため池の一覧を添付すること。

注２）ため池群整備工事のみを実施する場合は記載しない。

5 ため池群整備工事の実施により発生する災害防止効果

(千円)

要因別 \ 被害区分		作物	農地	農業用施設	農漁家	公共資産	一般資産	効果額
湛 水 被 害	事業なかりせば年被害額①							
	現況年被害額②							
	事業ありせば年被害額③							
	年被害軽減額④ (更新分)							
	年被害軽減額⑤ (新設・機能向上分)							
・ ・ ・ ・	事業なかりせば年被害額①							
	現況年被害額②							
	事業ありせば年被害額③							
	年被害軽減額④ (更新分)							
	年被害軽減額⑤ (新設・機能向上分)							
計	事業なかりせば年被害額①							
	現況年被害額②							
	事業ありせば年被害額③							
	年被害軽減額④ (更新分)							
	年被害軽減額⑤ (新設・機能向上分)							

土地改良施設豪雨対策事業（調査計画事業）計画概要書

実施年度		県	名					
地 区 名		事業実施主体						
所 在 地								
事業内容								
地域の現況								
採択要件								
項 目 及 び 総 事 業 費	項 目	数 量	総 事 業 費					
			国 費	県 費	地元負担金			
					市町村	賦課金	その他	計
	合 計							

- (注) 1 総事業費の積算の基礎資料を添付すること。
- 2 事業予定範囲、事業計画構想が把握できる概要図を添付すること。

別紙様式第 17 号（第 2 関係）

土地改良施設豪雨対策事業（整備事業）計画概要書

地 区 名			所 在 地			
工 期			防災受益面積	h a	事業実施主体	
総 事 業 費	負 担 区 分				備 考	
	国	都道府県	地元負担金			
			市町村	賦課金	その他	
			千円	千円	千円	
千円	千円	千円	千円	千円		
当該地域及び 当該施設の特 徴並びに事業 の必要性						
当該地域の整 備方針						
採 択 要 件						
整 備 内 容	対象施設	事業量	事業費（内 訳）	事業内容		施設管理者

注）位置図及び計画平面図を添付すること。

地域排水機能強化計画

第 1 地域概要

農業の現状、基礎情報（地形、地質、気象）、排水状況（土地利用の変動状況）等について記載する。

第 2 想定される被害

既往の豪雨災害状況や築造後における自然的・社会的状況の変化による湛水被害を生ずるおそれの有無、被害が発生した際の地区内の想定被害状況、想定被害額等について記載する。

第 3 施設の現状

土地改良施設の現状、周辺の住宅や公共施設の状況、豪雨に対する機能評価結果等について記載する。

第 4 課題及び整備方針

豪雨災害に対する地域の課題、排水機能を総合的に強化するために必要となる整備事業の実施方針及びその費用、期待される効果等について記載する。

第 5 土地改良施設豪雨対策事業の内容

1. 事業概要

地 区 名				所 在 地					
工 期				事業実施主体					
防災受益面積（ha）				総事業費 （千円）	負担区分（％）				備考
水田	畑	その他	計		国	県	市町村	その他	
想定被害額（千円）							備 考		
作物	農地	農業用 施設	公共 施設	家屋 その他	計	うち 農外分			

2. 整備内容

対象施設名	事業内容	事業量	概算事業費	予定工期	施設管理者	受益面積	備考
計	—	—			—		

注）位置図及び計画平面図を添付すること。

運用 1 別紙 1

- I. 防災ダム事業
- II. ため池等整備事業
- III. 湛水防除事業
- IV. 農地保全整備事業
- V. 農村地域環境保全整備事業
- VI. 地盤沈下対策事業
- VII. 地域ため池総合整備事業
- VIII. 農業用河川工作物応急対策等事業
- IX. 土地改良施設耐震対策事業
- X. 農村災害対策整備事業
- XI. ため池群整備事業
- XII. 土地改良施設豪雨対策事業

I. 防災ダム事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む。）の新設又は改修（以下この運用 1 別紙において「防災ダム工事」という。）
- (2) 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な農業用ため池等の改修（(1)に掲げるものに該当するものを除く。）、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備（以下この運用 1 別紙において「防災ため池工事」という。）
- (3) 耐震性の向上のための農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修（以下この運用 1 別紙において「地震対策ため池防災工事」という。）
- (4) 防災ダム等の保全、管理及び利活用上必要な施設の新設又は改修であって、(1)又は(2)の工事と併せて行うもの（以下この運用 1 別紙において「防災ダム等利活用保全施設整備工事」という。）

2 要件

1 の(1)から(3)までの事業にあつては、次の要件に該当するものとする。

(1) 防災ダム工事

受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの。ただし、台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和 33 年法律第 7 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）、豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）又は振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）であつて、次に掲げる要件のすべてに該当する地域（以下この運用 1 別紙において「特例地域」という。）において行うものの受益面積については、おおむね 70 ヘクタール以上とする。

ア 当該事業の計画年度の前年度からおおむね過去 10 か年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき定められた地域であつて、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生した地域であること。

イ 将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること。

(2) 防災ため池工事

ア 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な農業用ため池の改修、附帯施設の整備にあつては、次のいずれかに該当するもの。ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事にあつては、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池に限る。

(ア) 大規模事業

- a 受益面積がおおむね 100 ヘクタール（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね 70 ヘクタール）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね 40 ヘクタール以上のもの。ただし、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に基づく指定地域（以下この運用 1 別紙において「離島」という。）にあつては、受益面積がおおむね 40 ヘクタール（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね 30 ヘクタール）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね 40 ヘクタール以上のもの
- b 洪水調節容量が 10 万立方メートル以上、かつ、洪水調節による被害軽減額が 1 億円以上のものであつて、かんがい受益面積がおおむね 40 ヘクタール以上のもの

(イ) 小規模事業

- a 受益面積がおおむね 10 ヘクタール（特例地域において行うものの受益面積については、おおむね 7 ヘクタール）以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね 5 ヘクタール（運用 1 別紙 1 別表第 1 に掲げる地域において行われるもの又はため池の決壊による想定被害額がおおむね 3,000 万円以上のもの）のかんがい受益面積については、おおむね 2 ヘクタール）以上のものであつて、総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの
- b 洪水調節容量が 5 千立方メートル以上、かつ、洪水調節による被害軽減額が 1,000 万円以上のものであり、かんがい受益面積がおおむね 5 ヘクタール（運用 1 別紙 1 別表第 1 に掲げる地域において行われるもの又はため池の決壊による想定被害額がおおむね 3,000 万円以上のもの）のかんがい受益面積については、おおむね 2 ヘクタール）以上のものであつて、総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの

イ アと併せ行う農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあつては、対策の対象となる農地面積が 10 ヘクタール以上であり、次に掲げるもの

- (ア) 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備
- (イ) 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備
- (ウ) 対象農地の関連整備

(3) 地震対策ため池防災工事

大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがある農業用ため池の改修であつて、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条第 1 項に掲げる地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる予定があり、かつ、総事業費がおおむね 800 万円以上のものであつて、次のいずれかに該当するもの

ア 大規模事業

次のいずれかに該当するもの

- (ア) 受益面積がおおむね 70 ヘクタール以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね 40 ヘクタール以上のもの
- (イ) 受益面積がおおむね 7 ヘクタール以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね 2 ヘクタール以上であつて、想定被害額（農外）が 3 億円以上

のもの

イ 小規模事業

受益面積がおおむね7ヘクタール以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

3 事業実施主体

都道府県又は市町村（防災ダム工事、防災ため池工事及び防災ダム等利活用保全施設整備工事にあっては、都道府県に限る。）

Ⅱ.ため池等整備事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) ため池整備工事

ア 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する農業用ため池（災害防止用のダムを含む。以下この運用1別紙において「災害発生の防止等が必要なため池」という。）の新設若しくは変更又は新設と併せ行うため池の廃止及びこれらの附帯施設の整備

イ 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する複数の農業用ため池の多面的な整備を図ることを目的として都道府県又は市町村が策定する総合的なため池総合整備計画（以下この運用1別紙において「ため池再編総合整備計画」という。）に基づき実施する複数のため池及びこれらのため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更及びこれらと併せ行う附帯施設の整備

ウ 災害発生の防止等が必要なため池のしゅんせつ（以下この運用1別紙において「ため池機能保全工事」という。）

エ ため池の水質汚濁等に起因する農産物等の生育阻害又は農作業の効率の低下を防止するために必要な農業用排水施設の新設、廃止又は変更（以下この運用1別紙において「農作物等の生育阻害等を防止する工事」という。）であってア又はイと併せ行うもの

オ 洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は変更（以下この運用1別紙において「管理施設の整備」という。）であってア又はイと併せ行うもの

カ ため池の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な施設の新設又は変更（以下この運用1別紙において「ため池利活用保全整備工事」という。）であって、次のいずれかに該当するもの

a アと併せ行うため池の保全及び利活用上必要な施設の新設又は変更並びに過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同法第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限

り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）、振興山村及び半島振興地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）において行う地域の活性化を図る施設（以下この運用1別紙において「地域活性化施設」という。）のための用地造成又は整備

- b イと併せ行うため池の保全又は周辺環境の整備を行うために必要な施設の新設若しくは変更
- c 地域防災の観点から緊急時における有効活用を図るためのため池の変更又は附帯する取水施設、管理施設等利活用上必要な施設等の新設若しくは変更（以下この運用1別紙において「地域防災のための施設の整備」という。）であって、ア若しくはイと併せ行うもの
- d ア又はイと併せ行う地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土として利用するための処理

(2) ため池整備工事（特別対策型）

- ア 災害発生の防止等が必要なため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替えため池の新設及び附帯施設の整備
- イ ため池再編総合整備計画に基づき実施する複数のため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替えため池の新設及び附帯施設の整備
- ウ 中山間地域において、築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する単一又は複数の旧農業用ため池の廃止又は変更及びこれらの附帯施設の整備
- エ ア又はイ及びウと併せ行う農作物等の生育阻害等を防止する工事
- オ ア又はイ及びウと併せ行う管理施設の整備
- カ ため池利活用保全整備工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - a ア又はウと併せ行うため池の保全及び利活用上必要な施設の新設若しくは変更
 - b イ又はウと併せ行うため池の保全又は周辺環境の整備を行うために必要な施設の新設若しくは変更
 - c 地域防災のための施設の整備であって、ア、イ又はウと併せ行うもの
 - d ア、イ又はウと併せ行う地域資源の有効活用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土として利用するための処理

(3) ため池整備工事（都市型緊急整備事業）

- ア 災害発生の防止等が必要なため池のうち、とりわけ甚大な被害が生ずるおそれがあるものの新設、廃止又は変更及びこれらの附帯施設の整備
- イ とりわけ甚大な被害を生ずるおそれがある農業用ため池を対象とする「ため池再編総合整備計画」に基づき実施する複数のため池及びこれらのため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は変更及びこれらと併せ行う附帯施設の整備
- ウ ア及びイと併せ行う農作物等の生育阻害等を防止する工事
- エ ア及びイと併せ行う管理施設の整備
- オ ため池利活用保全整備工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - a ア又はイ（イのうち農業用排水路を除く。）と併せ行うため池の保全又は周辺環境の整備を行うために必要な施設の新設若しくは変更
 - b 地域防災のための施設の整備であって、ア若しくはイと併せ行うもの又はア若しくはイを過去に実施したため池において行うもの

(4) ため池水質改善工事

水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えてい

るため池の水質を改善するために必要な工事

(5) 用排水施設整備工事

ア 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備

イ 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更

ウ 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設又は変更（以下この運用 1 別紙において「土砂の崩壊を防止する工事」という。）

エ ため池以外の農業用排水施設等の保全、利活用上必要な施設の新設若しくは変更又は地域活性化施設の用地造成若しくは整備（以下この運用 1 別紙において「用排水施設等利活用保全整備工事」という。）であって、ア、イ又はウ（地域活性化施設の用地造成、整備にあつてはア及びイを除く。）と併せ行うもの

(6) 湖岸堤防工事

ア 湖沼隣接農用地の外水保全のために行う堤防、樋門の新設、変更等

イ 用排水施設等利活用保全整備工事であって、アと併せ行うもの

(7) ため池等農地災害危機管理対策事業

災害発生のおそれがあるため池、農業用排水施設及び農用地の保全上必要な施設その他の農業用施設及び農用地（以下この運用 1 別紙において「農業施設等」という。）について、その防災・減災又は当該農業施設等の被災による被害の程度が大きいと想定される地域についての一体的な防災・減災を目的として都道府県、市町村等が定める危機管理対策計画（以下この運用 1 別紙において「農地災害危機管理対策計画」という。）に基づき実施する事業であって、次に掲げる内容のいずれかに該当するもの

ア 農業施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステム（以下この運用 1 別紙において「防災情報管理システム」という。）の整備

イ 農業施設等の危機管理機能を向上させるための施設の整備

ウ 農業施設等に係るハザードマップ作成のための調査、試験、測量等の実施

エ 農業施設等の防災・減災のために必要な計画及び体制の整備並びに当該計画及び体制に基づいて行う活動

(8) ため池緊急防災対策事業

人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報の整備

(9) 実施計画策定事業

(1)から(7)まで及び(10)に掲げる事業について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき各事業に対応する必要な事項についての調査及び検討を行い実施計画を策定する。

(10) ため池緊急防災体制整備促進事業

ア 監視・管理体制の強化

災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置、監視・管理に必要な技術習得のための研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等の実施

イ 緊急的な防災対策

ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施

ウ 減災対策の実施

地域における減災の意識を醸成するために必要な、ハザードマップの作成及びこれを活用した防災訓練の実施

エ 地域防災上のリスク除去

農業用又は旧農業用ため池の廃止

オ ハード整備の着手促進

ハード整備の着手に必要な、ため池敷地の所有者を確定させる上で必要な相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施

2 要件

- (1) 大規模事業（１の(1)のイ、(2)のイ及びウ、(3)のイ、(5)のウ、(6)、(7)、(8)、(9)並びに(10)に掲げる場合を除く。）

ア 都道府県が行うもの

- a 受益面積がおおむね 400 ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね 100 ヘクタール）以上のもの。ただし、奄美群島で行うものにあつてはイの a の基準による
- b 総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの

イ ア以外のものが行うもの

- a 受益面積がおおむね 200 ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね 60 ヘクタール）以上のもの
- b 総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであって、総事業費がおおむね 3,500 万円以上のもの

- (2) 小規模事業（１の(1)のイ、(2)のイ及びウ、(3)のイ、(5)のウ、(6)、(7)、(8)、(9)並びに(10)に掲げる場合を除く。）

ア 都道府県が行うもの

- a 受益面積がおおむね 20 ヘクタール（ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね 10 ヘクタール（運用 1 別紙 1 別表第 1 に掲げる地域において行われるものにあつては、おおむね 5 ヘクタール）、高度な技術を要する場合にあつては、2 ヘクタール）以上のもの
- b 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

イ ア以外のものが行うもの

- a 受益面積がおおむね 20 ヘクタール（運用 1 別紙 1 別表第 1 に掲げる地域において行われるものにあつては、おおむね 5 ヘクタール）以上のもの
ただし、ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね 10 ヘクタール未満のもの
- b 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであって、総事業費がおおむね 3,500 万円以上のもの

- (3) 中山間地域において行うため池整備工事（１の（1）のア及び(2)のアの工事）、ため池整備工事（都市型緊急整備事業）（１の(3)のアの工事）及びため池水質改善工事（１の(4)の工事）

ア 大規模事業

(ア) 都道府県が行うもの

- a 受益面積がおおむね 70 ヘクタール以上のもの
ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては、(イ)の a の基準による
- b 総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの

(イ) (ア)以外のものを行うもの

- a 受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの
- b 総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの

イ 小規模事業

(ア) 都道府県が行うもの

受益面積がおおむね 5 ヘクタール（高度な技術を要する場合にあつては、2 ヘクタール）以上で、総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

(イ) (ア)以外のものを行うもの

受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上で、総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね 3,500 万円以上のもの

(4) 中山間地域において行う用排水施設整備工事

ア 大規模工事

(ア) 都道府県が行うもの

- a 受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上のもの
ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては、(イ)の a の基準による
- b 総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの

(イ) (ア)以外のものを行うもの

- a 受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの
- b 総事業費がおおむね 3,000 万円以上のもの

イ 小規模事業

(ア) 都道府県が行うもの

受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上で、総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

(イ) (ア)以外のものを行うもの

受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上で、総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

(5) 湖岸堤防工事及び土砂の崩壊を防止する工事

ア 都道府県が行うもの

ただし、奄美群島及び離島で行うものにあつてはイの基準による

(ア)

- a 湖岸堤防工事にあつては、受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの
- b 土砂の崩壊を防止する工事にあつては、受益面積がおおむね 5 ヘクタール以上のもの

(イ) 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

イ ア以外のものを行うもの

(ア) 大規模事業

- a 受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上のもの（土砂の崩壊を防止す

- る工事に係るものを除く。)
- b 総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの
- (イ) 小規模事業
 - a 受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの（土砂の崩壊を防止する工事に係るものを除く。)
 - b 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの
- (6) ため池整備工事（1 の(1)のア又は(2)のア若しくはウに掲げる場合を除く。）及び都市型緊急整備事業（1 の(3)のアに掲げる場合を除く。）
 - ア 受益面積がおおむね 5 ヘクタール（中山間地域で行われるものにあつては、おおむね 2 ヘクタール）以上のもの
 - イ 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの
 - ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農林振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費が 3,500 万円以上のもの
- (7) ため池等農地災害危機管理対策事業

災害の発生するおそれが高く、若しくは周辺への影響が著しく大きい農業施設等又は同一市町村若しくは関連する流域の地域において農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積（以下この運用 1 別紙において「被害想定面積」という。）の合計がおおむね 10 ヘクタール以上（中山間地域又は地震対策上緊急性の高い地域にあつてはおおむね 5 ヘクタール以上）である地域の一体的な防災・減災を目的とした、当該農業施設等についての農地災害危機管理対策計画を事業実施主体が策定していること。
- (8) ため池緊急防災対策事業

貯水量がおおむね 1,000 立方メートル以上又は受益面積 0.5 ヘクタール以上のため池を対象とするものであること。
- (9) 実施計画策定事業

(1) から (7) まで及び(10)に掲げる事業においては団体が行うものであり、実施期間は 1 年以内とする。
- (10) ため池緊急防災体制整備促進事業
 - ア 1 の(10)のアからウまでの事業にあつては次に該当するもの
 - a 施設が決壊した場合、下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池であつて、受益面積がおおむね 2 ヘクタール以上のもの
 - b 事業の完了までに運用 1 に規定しているため池の整備を実施する見込みがあるもの又は実施しているもの
 - イ 1 の(10)のエの事業にあつては、施設が決壊した場合に下流へ影響を与えるおそれがある等のため池であること。
 - ウ 1 の(10)のオの事業にあつては、次のいずれかに該当するもの
 - a 1 の(10)のエの事業を実施するために行うものにあつてはイの要件
 - b a 以外の場合はアの要件

3 事業実施主体

都道府県又は団体（市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものをいう）。（ただし、ため池整備工事（特別対策型）において旧農業用ため池の整備・改修を行う場合は、都道府県又は市町村に限る。ため池等農地災害危機管理対策事業にあつては災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき防災に関する責務を有する都道府県、市町村及び土地改良区に限る。ため池緊急防災対策事業にあつては、都道府県に限る。ため池整備工事のうち、アの工事であつて受益面積が 10 ヘクタール以上のもの及び流域開発等の他動的要因による洪水被害防止のための農業用排水施設の新設・改修を行う場合の大

規模事業にあつては、都道府県に限る。実施計画策定にあつては、団体に限る。

1 の(10)のエ及びオ（農業用又は旧農業ため池の廃止に係るものに限る。）を行う場合は、都道府県又は市町村に限る。）

Ⅲ. 湛水防除事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) 排水施設整備対策工事

ア 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、過去に応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路等の新設又は改修（以下この運用別紙において「排水施設整備工事」という。）

イ 同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設により排水される河川等をいう。）に係る地域である等、排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（アと併せ行うものを除く。）（以下この運用 1 別紙において「排水管理施設整備工事」という。）

ウ アにより整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更（以下この運用 1 別紙において「湛水防除施設改修工事」という。）

(2) クリーク防災機能保全対策工事

農業用の水路網（以下この運用 1 別紙において「クリーク」という。）の密度又はクリークの貯留容量が一定以上であつて、溢水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地

2 要件

(1) 大規模事業

ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

a 受益面積がおおむね 400 ヘクタール（離島にあつては、受益面積がおおむね 300 ヘクタール）以上のもの

b 総事業費がおおむね 5 億円以上のもの

イ 排水管理施設整備工事

受益面積がおおむね 1,000 ヘクタール以上のもの

ウ クリーク防災機能保全対策工事

受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの

(2) 小規模事業

ア 排水施設整備工事及び湛水防除施設改修工事

a 受益面積がおおむね 30 ヘクタール以上のもの

b 総事業費がおおむね 5,000 万円以上のもの

イ 排水管理施設整備工事

受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの

ウ クリーク防災機能保全対策工事

受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの

3 事業実施主体

都道府県又は市町村（クリーク防災機能保全対策工事にあっては、都道府県に限る。）

4 その他

- (1) 1 の(1)のア及びウの事業にあっては、次のいずれかに該当するものに、1 の(1)のイ及び(2)の事業にあっては、次のアに該当するものに限る。

ア 農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50 パーセント未満のもの

イ 受益面積の50 パーセント以上が農用地であるもの

- (2) 1 の事業のうち、国営総合農地防災事業（国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第486号農林水産事務次官依命通知）第1の1に規定する事業をいう。）の受益に係る地域において、当該国営総合農地防災事業と一体となってその効果を発現するのに必要なものについては、(1)を適用しないものとし、小規模事業については、20 ヘクタール以上、大規模事業については、400 ヘクタール以上のものとする。

IV. 農地保全整備事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 急傾斜地帯（土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。）若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壌地帯（侵食を受けやすい性状の土壌地帯をいう。）における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修又は風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備（以下この運用1別紙において「本工事」という。）
- (2) 本工事と併せ行うことが技術的経済的に適当と認められる次に掲げる工事（以下この運用1別紙において「関連工事」という。）
- ア 本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修
- イ 農道の新設又は改修
- ウ 農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修
- エ 本工事と一体的に整備することにより人家、人命及び公共施設に及ぼす災害を未然に防止することができる農業用排水路、土留工等の新設又は改修（以下この運用1別紙において「シラス地域等保全対策工事」という）
- オ 農用地及び農業用施設の災害の未然防止、農村地域の安全性の維持等に資する排水路、土留工等の新設又は改修（以下この運用1別紙において「農村地域防災施設整備工事」という。）
- (3) 特殊土壌又はさんご、石れき等の排除（以下この運用1別紙において「排除工事」という。）
- (4) 本工事及び関連工事の受益面積と受益面積のおおむね3分の2以上が重複するほ場整備、畑地かんがい又は農地開発（以下この運用1別紙において「特殊農地保全整備工事」という。）
- (5) 地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下若しくは火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要な農用地若しくは農業用排水施設等の機能回復又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等災害の未然防止を図るための農業用排水施設、土留工その他の施設の新設若しくは改修、農業用道路の改修、暗きょ排水若しくは整地（以下この運用1別紙において「農地機能保全対策工事」という。）

- (6) 耕作放棄地を有効活用し、放棄前に有していた国土保全機能の持続を図ることを目指した「国土保全機能持続対策計画に基づき実施する農地防災施設工、侵食防止畦畔の新設、廃止又は改修であって農地機能保全対策工事と併せて行うもの（以下この運用 1 別紙において「国土保全機能持続対策工事」という。）
- (7) 特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理用施設若しくは農地被覆施設の整備（以下この運用 1 別紙において「特殊自然災害対策工事」という。）
- (8) 実施計画策定事業
- (1)から(4)、(7)から(8)に掲げる工事について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき各事業に対応する必要な事項についての調整及び検討を行い実施計画を策定する。

2 要件

- (1) 農地侵食防止工事（本工事、関連工事及び排除工事をいう。以下この運用 1 別紙において同じ。）にあっては次の基準による。
- ア 県営事業
- (ア) 本工事にあっては、受益面積がおおむね 50 ヘクタール（畑地等にあつては、おおむね 20 ヘクタール）以上
- (イ) 関連工事にあっては、それぞれの受益面積がおおむね 5 ヘクタール以上
- (ウ) 北海道が行う排除工事にあっては、受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上
- イ 団体営事業
- (ア) 本工事及び排除工事にあっては、それぞれの受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上
- (イ) 関連工事にあっては、受益面積の制限は設けないものとする。
- (2) 特殊農地保全整備工事（受益面積がおおむね 40 ヘクタール（優良農用地の確保に資するための農用地の整備と地域の実情に即した高付加価値農業の推進に関する計画（以下この運用 1 別紙において「農地保全地域高付加価値農業推進計画」という。）に基づいて行うものにあつては、おおむね 20 ヘクタール）以上の農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行う場合に限る。）にあっては、次の基準による。（(3)に掲げる場合を除く。）
- ア ほ場整備については、受益面積がおおむね 30 ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね 20 ヘクタール）以上のもの
- イ 畑地かんがいについては、受益面積がおおむね 50 ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね 20 ヘクタール）以上のもの
- ウ 農地開発については、造成農用地面積がおおむね 30 ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね 20 ヘクタール）以上のもの
- (3) 農地機能保全対策工事にあっては、受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの
- (4) 特殊自然災害対策工事にあっては、次の基準による。
- ア 活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 19 条に基づく防災営農施設整備計画に定められていること。
- イ 土壌改良にあっては、アのほか、取扱第 5 の(23)の要件を満たしていること。
- (5) 実施計画策定にあっては、(1)、(2)、及び(4)に掲げる工事において団体が

行うものであり、実施期間は1年以内とする。

3 事業実施主体

都道府県又は団体（農村地域防災施設整備工事にあっては、都道府県に限る。排除工事にあっては、団体に限る。（北海道の石れきの排除にあっては、道又は団体。）特殊農地保全整備工事にあっては、都道府県に限る。農地機能保全対策工事にあっては、都道府県に限る。特殊自然災害対策工事にあっては、都道府県又は団体に限る。実施計画策定にあっては、団体に限る。）

V. 農村地域環境保全整備事業

1 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 農村地域の防災安全度の向上及び地域環境の保全を目指した農村地域環境保全計画に基づき、各種農地防災事業等を総合的かつ緊急的に実施するもの（以下この運用1別紙において「農村地域環境保全総合整備事業」という。）であって、2の要件に該当するもの

ア 複合・錯綜化した災害による農用地及び農業用施設の被害を未然に防止し、又は解消するため、防災ダム事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、農地保全整備事業、水質保全対策事業（一般型）又は地盤沈下対策事業を併せて行うもの（以下この運用1別紙において「農地等防災保全対策工事」という。）

イ アの工事（農地保全整備事業のうち農地侵食防止工事以外の工事及び地盤沈下対策事業にあっては、ため池等整備事業と併せ行う場合に限る。）と併せて行うことが技術的・経済的に適当と認められる農業用排水施設若しくは農業用道路の変更、客土又は暗渠排水（以下この運用1別紙において「関連工事」という。）

ウ 地域環境の保全、集落管理機能の維持向上等を図るために行う防災安全施設及び農地防災施設管理連絡道の整備並びに保全管理・利活用を考慮した施設の新設又は改修であってアの工事と併せて行うもの（以下この運用1別紙において「地域環境保全対策工事」という。）

- (2) 石綿等（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条第1項第1号に規定する石綿等をいう。以下この運用1別紙において同じ。）による影響を防止するために行う次に掲げるもの（以下この運用1別紙において「特定農業用管水路等特別対策事業」という。）

ア 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更

イ アの農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更

ウ 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更

2 要件

- (1) 農村地域環境保全総合整備事業

ア 農地等防災保全対策工事は事業種類のうち2以上の事業を併せ行うこと
ただし、ため池等整備事業のうち、ため池工事、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設整備工事及び湖岸堤防工事を各々の事業として扱うものとする。

イ 農地等防災保全対策工事に係る合計受益面積がおおむね60ヘクタール以上で、かつ、総事業費がおおむね2億円以上のもの

- (2) 特定農業用管水路等特別対策事業

ア 都道府県営事業

受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上であり、かつ 1 の (2) のア及びイを対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が 50 パーセント以上のもの

イ 団体営事業

受益面積がおおむね 10 ヘクタール以上であり、かつ 1 の (2) のア及びイを対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が 50 パーセント以上のもの

3 事業実施主体

都道府県（特定農業用管水路等特別対策事業にあつては、都道府県又は団体。）

VI. 地盤沈下対策事業

1 事業内容

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う次に掲げる事業であつて、2 の要件に該当するもの

(1) 地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために行う農業用排水施設の新設又は改修、農道の改修、客土又は整地

ただし、その機能低下率がおおむね 30 パーセント以上のものに限る。

(2) 水源を転換するために行う農業用排水施設の新設又は改修

(3) (1)又は(2)により整備された農業用排水施設であつて、自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するために行う当該施設の変更

2 要件

(1) 大規模事業にあつては、受益面積がおおむね 400 ヘクタール以上のもの

(2) 小規模事業にあつては、受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの

3 事業実施主体

都道府県

VII. 地域ため池総合整備事業

地域ため池総合整備事業の運用については、運用 1 別紙 2（地域ため池総合整備事業）によるものとする。

VIII. 農業用河川工作物応急対策等事業

農業用河川工作物応急対策等事業の運用については、運用 1 別紙 3（農業用河川応急対策等事業）によるものとする。

IX 土地改良施設耐震対策事業

土地改良施設耐震対策事業の運用については、運用 1 別紙 4（土地改良施設耐震事業）によるものとする。

X. 農村災害対策整備事業

農村災害対策整備事業の運用については、運用 1 別紙 5（農村災害対策整備事業）によるものとする。

XI. ため池群整備事業

ため池群整備事業の運用については、運用 1 別紙 6（ため池群整備事業）による

ものとする。

XII. 土地改良施設豪雨対策事業

土地改良施設豪雨対策事業の運用については、運用 1 別紙 7（土地改良施設豪雨対策事業）によるものとする。

運用 1 別紙 1 別表第 1（防災ダム事業、ため池等整備事業、地域ため池総合整備事業、及び農村
災害対策整備事業関係）

番号	地 域
1	地震防災対策強化地域（大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地域）
2	南海トラフ地震防災対策推進地域（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地域）（1 に掲げる地域を除く。）
3	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地域）
4	首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 3 条に基づき指定された首都直下地震緊急対策区域（1 及び 2 に掲げる地域を除く。）
5	旧観測強化地域及び旧特定観測地域（地震予知連絡会の今後の活動展開の検討ワーキンググループ報告書（平成 20 年 2 月 18 日地震予知連絡会了承）による廃止前の観測強化地域及び特定観測地域（1 から 4 までは掲げる地域を除く。）をいう。） ①南関東及び東海地域 茨城県のうち 龍ヶ崎市 取手市 鹿嶋市 潮来市 守谷市 稲敷市 神栖市 稲敷郡（美浦村及び阿見町を除く。） つくばみらい市（旧伊那町に限る。） 北相馬郡 埼玉県のうち さいたま市 川越市 川口市 秩父市 所沢市 飯能市 春日部市 狭山市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 八潮市 富士見市 三郷市 坂戸市 ふじみ野市 入間郡 秩父郡（横瀬町に限る。） 北葛飾郡（松伏町に限る。） 千葉県 全域 東京都 全域（新島村、神津島村、御蔵島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村を除く。） 神奈川県 全域 山梨県のうち 甲府市 富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市 西八代郡 南巨摩郡 中巨摩郡 南都留郡 北都留郡（丹波山村を除く。）

番号	地 域
	長野県のうち 下伊那郡（松川町、高森町、清内路村、豊丘村及び大鹿村を除く。） 静岡県 全域 岐阜県のうち 中津川市 恵那市 愛知県のうち 豊橋市 豊川市 新城市 豊田市 北設楽郡 ②北海道東部 北海道のうち 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 野付郡 標津郡（中標津町に限る。） ③秋田県西部、山形県西北部 秋田県のうち 秋田市 能代市 由利本荘市 男鹿市 にかほ市 潟上市 山本郡 南秋田郡 山形県のうち 酒田市 最上郡（真室川町及び鮭川村に限る。） 東田川郡（庄内町に限る。） 飽海郡 ④宮城県東部、福島県東部 岩手県のうち 一関市 東磐井郡 宮城県のうち 仙台市 石巻市 塩釜市 大崎市（旧鳴子町を除く。） 名取市 多賀城市 岩沼市 東松島市 栗原市 登米市 亘理郡 宮城郡 黒川郡 加美郡 遠田郡 牡鹿郡 本吉郡 福島県のうち いわき市 南相馬市 相馬市 双葉郡（葛尾村を除く。） 相馬郡（飯舘村を除く。） ⑤新潟県南西部、長野県北部 新潟県のうち 長岡市 柏崎市 小千谷市 十日町市 糸魚川市 妙高市 上越市 魚沼市 南魚沼市 三島郡 南魚沼郡 中魚沼郡 刈羽郡 富山県のうち 富山市 魚津市 滑川市 黒部市 中新川郡 下新川郡 長野県のうち 長野市 須坂市 中野市 大町市 飯山市 千曲市 安曇野市 東筑摩郡（旧坂北村、麻績村及び生坂村に限る。） 北安曇郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡

番号	地 域
	⑥長野県西部、岐阜県東部 長野県のうち 松本市 岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 塩尻市 上伊那郡 下伊那郡（松川町、高森町、豊丘村及び大鹿村に限る。） 木曽郡 東筑摩郡（波田町、山形村及び朝日村に限る。） 岐阜県のうち 高山市 関市 郡上市 中津川市 飛騨市 下呂市 加茂郡（七宗町、白川町及び東白川村に限る。） ⑦名古屋、京都、大阪、神戸地区 福井県のうち 敦賀市 小浜市 三方郡 三方上中郡 大飯郡 岐阜県のうち 岐阜市 大垣市 羽島市 瑞穂市 本巣市 海津市 羽島郡 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡 本巣郡 愛知県のうち 名古屋市 一宮市 半田市 津島市 碧南市 西尾市 常滑市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 高浜市 愛西市 清須市 北名古屋市 西春日井郡 海部郡 知多郡（南知多町を除く。） 三重県のうち 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 名張市 亀山市 いなべ市 伊賀市 桑名郡 員弁郡 三重郡 滋賀県 全域 京都府のうち 京都市 福知山市 綾部市 宇治市 亀岡市 城陽市 向日市 長岡京市 八幡市 南丹市 乙訓郡 久世郡 綴喜郡 相楽郡 大阪府 全域 兵庫県のうち 神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 芦屋市 伊丹市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 加東市 朝来市 丹波市 淡路市 川辺郡 多可郡 加古郡 神崎郡 奈良県のうち 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 生駒市 香芝市 宇陀市 葛城市 山辺郡（山添村に限る。） 生駒郡 磯城郡 高市郡 北葛城郡

番号	地 域
	和歌山県のうち 和歌山市 紀の川市 伊都郡（かつらぎ町に限る。） ⑧島根県東部 鳥取県のうち 米子市 境港市 西伯郡 日野郡 島根県のうち 松江市 出雲市 大田市 安来市 雲南市 八束郡 仁多郡 飯石郡 簸川郡 ⑨伊予灘及び日向灘周辺 島根県のうち 鹿足郡（吉賀町に限る。） 広島県のうち 広島市 呉市 大竹市 江田島市 廿日市市 東広島市 安芸郡（府中町及び海田町を除く。） 豊田郡（大崎上島町に限る。） 山口県のうち 周南市 下松市 岩国市 光市 柳井市 大島郡 玖珂郡 熊毛郡 愛媛県のうち 松山市 宇和島市 八幡浜市 大洲市 伊予市 西予市 伊予郡（松前町に限る。） 喜多郡 西宇和郡 北宇和郡（鬼北町に限る。） 南宇和郡 大分県のうち 大分市 佐伯市 臼杵市 津久見市 杵築市 豊後大野市 国東市（旧国見町を除く。） 宮崎県のうち 宮崎市（旧高岡町を除く。） 延岡市 日南市 日向市 串間市 西都市 東諸県郡（国富町に限る。） 児湯郡（西米良村を除く。） 東臼杵郡（諸塚村及び椎葉村を除く。）
6	（１）地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）第十条に基づく地震調査委員会が選定した主要な活断層が通過する市町村 （２）活断層研究会編「新編日本の活断層」による A 級活断層が通過する市町村

運用 1 別紙 2（地域ため池総合整備事業）

第 1 趣旨

この事業は、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させ、併せて地域全体の活性化に資するよう、地域に所在する複数のため池を対象に、地域ため池総合整備計画（以下この運用 1 別紙において「総合整備計画」という。）を策定し、同計画に基づき、防災・減災を核とし、併せて環境・利活用を通じた保全を図るハード・ソフト対策を総合的に実施するものである。

第 2 総合整備計画

- 1 総合整備計画は、原則としておおむね 10 年間を計画期間とするものであり、次に掲げる事項について作成するものとする。なお、1 の(1)のア、イ及びオ並びに(2)のア及びエは必ず作成するものとする。

(1) 全体基本計画

- ア 地区概要
- イ 防災・減災対策
 - (ア) 安全度等評価
 - (イ) 対策の種類
 - (ウ) 対策の種類別の対応方針
- ウ 環境・利活用対策
 - (ア) 現状と課題
 - (イ) 基本方針
- エ 保全対策
 - (ア) 現状と課題
 - (イ) 基本方針
- オ 添付図面

(2) 整備事業計画

- ア 防災・減災事業計画
- イ 環境・利活用事業計画
- ウ 保全体制整備事業計画
- エ 添付図面

- 2 1 の(1)のイの(ア)については、ため池の安全度、想定被害等の観点から評価した結果を記載すること。
- 3 総合整備計画の作成に当たっては、ワークショップ等により市町村、ため池管理者、地域住民等との意見交換を行うよう努めること。

第 3 事業内容

本事業を構成する調査計画事業及び総合整備事業の事業内容は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

総合整備計画を構成する全体基本計画及び整備事業計画の策定並びにこれらの計画の策定に係る調査

2 総合整備事業

総合整備計画に基づき実施する次に掲げる事業

- (1) 農用地、農業用施設等の災害を防止、又は軽減するために行う運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の事業
- (2) ため池の環境保全又は利活用を図るために行う運用 1 別紙 2 別記 1 の 2 の事業

(3) ため池の保全を図るために行う運用 1 別紙 2 別記 1 の 3 の事業

第 4 事業実施主体

都道府県

第 5 事業の実施

事業実施主体は、総合整備事業のうち運用 1 別紙 2 別記 1 の(1)から(3)までの実施に関しては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）その他の関係法令に基づき所要の手続を経るものとする。

第 6 交付要件

本事業を構成する調査計画事業及び総合整備事業の交付要件は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

地域に所在する複数のため池を対象とする全体基本計画及び総合整備事業のための整備事業計画が策定される見込みがあること。

2 総合整備事業

総合整備計画を構成する全体基本計画に位置付けられ、かつ、整備事業計画が策定されている事業であって、次のすべての要件を満たすこと。

(1) 総事業費がおおむね 3,000 万円以上であること。

(2) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の(1)のアの事業を 1 箇所以上実施すること。

(3) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の(1)のア、(2)及び(3)並びに 2 の(2)の事業にあつては、次の要件を満たすこと。

ア 大規模事業

(ア) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の(1)のア及び(2)並びに 2 の(2)の事業にあつては、受益面積がおおむね 100 ヘクタール（奄美諸島において行うものにあつては、おおむね 60 ヘクタール）以上であること。

(イ) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の(3)の事業にあつては、受益面積がおおむね 400 ヘクタール（奄美諸島において行うものにあつては、おおむね 200 ヘクタール）以上であること。

イ 小規模事業

(ア) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の(1)のア及び(2)並びに 2 の(2)の事業にあつては、受益面積がおおむね 10 ヘクタール（運用 1 別紙 1 別表第 1 に掲げる地域において行うものにあつては、おおむね 5 ヘクタール。高度な技術を要する場合にあつては、おおむね 2 ヘクタール）以上であること。

(イ) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の(3)の事業にあつては、受益面積がおおむね 20 ヘクタール以上であること。

(4) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の(1)のイの事業にあつては、受益面積がおおむね 10 ヘクタール（高度な技術を要する場合にあつては、おおむね 5 ヘクタール）以上であること。

(5) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の(5)から(7)までの事業にあつては、災害の発生するおそれが高い若しくは周辺への影響が著しく大きいため池等又は同一市町村若しくは関連する流域の地域においてため池等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積（以下この運用 1 別紙において「被害想定面積」という。）の合計がおおむね 10 ヘクタール（地震対策上緊要性の高い地域にあつては、おおむね 5 ヘクタール）以上であること。

(6) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 2 の(2)の事業にあつては、運用 1 別紙 2 別記 2 の 3

の(2)のエの条件に該当する地域で行うこと。

(7) 運用1別紙2別記1の2の(4)の事業にあつては、農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となりうる施設、市町村が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設及び行政施設等の施設、防災対策上必要な施設等の用に供する土地が対象であること。

(8) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であつて、運用1別紙2別記2の1の(5)の要件を満たす地域で実施する場合においては、(3)、(4)及び(5)に掲げる要件に代えて次に掲げる要件を満たすことをもって足りること。

ア 運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)までの事業にあつては、これらの事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。

イ 運用1別紙2別記1の1の(5)から(7)までの事業にあつては、これらの事業の被害想定面積の合計がおおむね5ヘクタール以上であること。

ウ 運用1別紙2別記1の2の(2)の事業にあつては、受益面積がおおむね5ヘクタール（高度な技術を要する場合にあつては、おおむね2ヘクタール）以上であること。

(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、運用1別紙2別記2に掲げる事項とする。

第7 事業計画の変更

運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)までの事業以外の事業について、次のいずれかに該当する変更を行ったときは、都道府県知事は、別紙様式第7号または別紙様式第8号により地方農政局長等へ提出するものとする。

(1) 調査計画事業

ア 地区概要の変更

イ 物価又は労賃の変動によるものを除く調査計画事業の事業費の30パーセント以上の増減（調査設計業務等の入札、契約の改善による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の調査計画事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

(2) 総合整備事業

ア 受益面積の10パーセント以上の増加又は減少

イ 事業種類の追加又は廃止

ウ 物価又は労賃の変動によるものを除く総合整備事業の事業費の10パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の総合整備事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

エ その他主な工事の著しい変更

運用 1 別紙 2 別記 1（第 3 及び第 6 関係）

1 防災・減災対策

(1) 農業用ため池の改修

ア 築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要する農業用ため池（災害防止用のダムを含む。以下この運用 1 別紙 2 別記 1 において「災害発生の防止等が必要なため池」という。）の改修及び附帯施設の整備

イ 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する複数の農業用ため池の再編を図ることを目的として実施する複数のため池及びこれらのため池に関連する農業用排水施設の新設、廃止又は改修及びこれらと併せ行う附帯施設の整備

(2) ため池機能保全工事

災害発生の防止等が必要なため池のしゅんせつ

(3) ため池下流水路整備

ため池下流にあり、老朽化又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因する脆弱化のため災害を生じるおそれのある農業用排水路の新設又は改修及び附帯施設の整備

(4) 旧農業用ため池の廃止

旧農業用ため池の廃止及び附帯施設の整備

(5) 防災情報管理システムの整備

ため池等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備

(6) ハザードマップの作成

ため池等に係るハザードマップ作成及び作成のために必要な調査、試験、測量等の実施

(7) 危機管理向上施設の整備

ため池等の危機管理機能を向上させるための施設の整備

2 環境・利活用対策

(1) 環境保全・利活用施設の整備

ため池の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な施設の新設又は変更

(2) 水質改善対策

水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事

(3) 安全施設の設置

ため池への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備

(4) 旧農業用ため池の廃止後の用地整備

旧農業ため池の廃止後の埋立及び池敷内又は埋立後の土地造成に係る整備

3 保全対策

(1) 地域住民参画による保全体制の整備及び保全活動

ため池の防災・減災、環境保全等に資する地域住民参画による保全体制の整備及び保全活動の実施

運用 1 別紙 2 別記 2（第 6 関係）

1 共通事項

- (1) 第 6 の 2 の (3) の ア の大規模事業の対象とするため池にあっては、第 6 の 2 の (3) の ア に掲げる要件のほか、次の要件を満たすこと。

ア 堤高がおおむね 10 メートル以上又は貯水量がおおむね 10 万立方メートル以上のもの

イ 当該ため池の決壊による想定被害額（以下この運用 1 別紙 2 別記 2 において「想定被害額」という。）がおおむね 1 億円以上で、かつ、農業関係（農用地、農業用施設、農作物、家畜、農業用建物及び農機具等）以外の想定被害額が 5,000 万円以上を占め、さらに、関係市町村住民 100 名以上の生命に危険が予測されるもの

- (2) 運用 1 別紙 2 別記 1 に掲げる事業のうちため池の整備に係る事業の対象となるため池にあっては、ため池に係る農家が 2 戸以上であること。

- (3) 運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の (4) から (7) までの事業を実施する場合の事業費のうち国の補助金を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

- (4) 「地震対策上緊要性の高い地域」（第 6 の 2 の (5) の「地震対策上緊要性の高い地域」をいう。以下この運用 1 別紙 2 別記 2 において同じ。）とは、運用 1 別紙 1 別表第 1 に掲げる地域をいう。

- (5) 第 6 の 2 の (8) の自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域とは、ア及びイの要件を満たす市町村をいう。

ア 次に掲げるいずれかの地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村

(ア) 過疎法第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域

(イ) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村

(ウ) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(エ) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

(オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された特定農山村地域

(カ) 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たす地域を含む市町村

(ア) 傾斜度が 20 分の 1 以上の水田面積が当該市町村の全水田面積のおおむね 50 パーセント以上を占めること

(イ) 傾斜度が 8 度以上の畑面積が当該市町村の全畑面積のおおむね 50 パーセント以上を占めること

(ウ) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地すべり防止区域、地すべり防止区域指定の必要がある地すべり危険地が存すること

(エ) 地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止する必要がある地域が存すること

ウ この (5) でいう市町村とは、2005 農林業センサス調査で区分する市町村とする。

2 防災・減災対策

(1) 農業用ため池の改修

運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の (1) のイにあっては、ため池の農業的利用を基本としつつ、地域の防災安全度の向上、水利用の合理化、ため池管理の効率化並びに水辺環境の保全及び活用に資すること。

(2) ため池機能保全工事

運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の (2) にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア 貯水量に対する堆砂率がおおむね 10 パーセント以上であること。

イ ため池の安全性を損なわないこと。

(3) 旧農業用ため池の廃止

運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の (4) にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア 廃止する旧農業用ため池の貯水量の合計がおおむね 1,000 立方メートル以上であること。

イ 廃止する旧農業用ため池について埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共・公益的施設、地域活性化施設（市町村、農協等が地域の活性化を図るために整備する地場産業振興施設、宿泊・交流施設、運動広場等をいう。以下同じ。）等に使されるものであること。

ウ 事業完了後の維持管理計画が作成されていること。

(4) ハザードマップの作成

運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の (6) にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア ハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを関係住民等に周知するものとする。

イ ハザードマップの作成に当たっては、ワークショップを開催する等により関係住民等との意見交換を行うよう努めること。

(5) 危機管理向上施設の整備

運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の (7) の危機管理向上施設は、雨量計、水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ、ゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置、防水対策施設等をいう。

3 環境・利活用対策

(1) 環境保全・利活用施設の整備

運用 1 別紙 2 別記 1 の 2 の (1) にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア 対象となるため池は、運用 1 別紙 2 別記 1 の 1 の (1) 又は (2) にあって本事業で整備されるもの、過去に整備（他事業による整備を含む。）が行われたもの等とする。

イ 環境保全・利活用施設は、次に掲げるものとする。

(ア) 親水・景観保護のための施設

親水護岸又はこれらに類するもの

(イ) 生態系保全のための施設

蛍ブロック、魚巢ブロック、草生又はこれらに類するもの

(ウ) 適切な利用と保全を図るための施設

安全管理上必要な巡回用道路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）

・通路、案内板、照明、消雪施設又はこれらに類するもの。

(エ) ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設、導水路、遊水池等の整備

(オ) しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備

(カ) (エ)又は(オ)と併せ行う土砂ダム堰堤等の管理施設の整備

ウ しゅんせつを行う場合にあっては、次のいずれかに該当するものとする（代替工事として嵩上げ工事を含む）。

(ア) 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、次のいずれかの要件に該当するもの

a 貯水量がおおむね 30 万立方メートル以上のものであって、貯水量に対する堆砂率がおおむね 10 パーセント以上のもの

b 貯水量がおおむね 10 万立方メートル以上 30 万立方メートル未満、堤高がおおむね 10 メートル以上のものであって、堆砂量がおおむね 3 万立方メートル以上のもの

(イ) 池敷池内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね 1,000 平方メートル以上のもの

(2) 水質改善対策

運用 1 別紙 2 別記 1 の 2 の (2) にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア 水質改善対策は、次に掲げるものとする。

(ア) 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は改修

(イ) 水質浄化施設整備

a 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備

b その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備

(ウ) ため池のしゅんせつ

イ ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること

ウ 農家・地域住民・行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること

エ 第 6 の 2 の (6) を満たしているかどうかの判定は、運用 2（水質保全対策事業）第 1 の 2 の (1) に掲げる条件を準用するものとする。

(3) 旧農業用ため池の廃止後の用地整備

運用 1 別紙 2 別記 1 の 2 の (4) にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

ア 全体基本計画に位置づけられ、かつ、総合整備事業で廃止されるため池において行うことができるものとする。

イ 用地整備は、次に掲げるものとする。

(ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設であって本事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供する用地

(イ) 市町村が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設及び行政施設等の施設であって、本事業の実施に併せて、整備されることが確実であるものの用に供する用地

(ウ) 市町村が実施主体となって、過疎法第 8 条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

(エ) 防災対策上必要な施設及び被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地

(オ) がけ地の崩壊、土石流、地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

4 保全対策

地域住民参画による保全体制の整備及び保全活動

運用 1 別紙 2 別記 1 の 3 にあっては、次に掲げる事項に該当すること。

- (1) 対象となるため池において、ため池の受益農家、地域住民等で構成されるため池の防災・減災、生態系・景観等の環境保全等に資するための協議会（以下この運用 1 別紙 2 別記 2 において「ため池保全協議会」という。）が組織されていること又は本事業の完了までに組織されることが見込まれること
- (2) 事業の内容は、ため池保全協議会の設立、ため池の受益農家、地域住民等で行うため池の防災・減災、希少種の移植・外来生物の駆除等のため池の生態系・景観等の保全のための活動、パンフレットの作成、防災・減災、希少種・景観・環境配慮工法等の文献・事例の収集・調査、ワークショップの開催等とする。

運用 1 別紙 3 別記様式（第 5 関係）

事業計画変更手続報告書

番 号

年月日

農林水産省農村振興局長

地 方 農 政 局 長 殿

都道府県知事

（注 1）農業用河川工作物応急対策等事業〇〇地区の事業計画の変更を別紙の内容で行ったので、報告する。（注 1）

（注 2）農業用河川工作物応急対策等事業〇〇地区の事業計画の変更について、別紙のとおり〇〇〇長より提出があったので、報告する。（注 2）

（注 1）都道府県が事業計画の変更を報告する場合

（注 2）都道府県が団体からの事業計画の変更提出書類を報告する場合

運用 1 別紙 3 別記様式の別紙

地 区 名		局 名		所在地	
事 業 名					
事業の経緯	採択年度	着工年度		〇年までの進捗率（事業費ベース）	
項 目	現 計 画	変 更 計 画		増△減	備 考
事 業 費					
投 資 効 率					
所得償還率					
工 期					
変更の要旨					
変 更 項 目 及 び 要 件	項 目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

運用 1 別紙 3 （農業用河川工作物応急対策等事業）

第 1 趣旨

農業用河川工作物の構造が不適当若しくは不十分であるもの又は耐震補強対策の必要がある農業用道路横断工作物（道路を横断する水管橋、水路橋及び農道橋等をいう。以下同じ。）について整備補強等の改善措置を講じ、洪水、高潮及び地震等による災害の未然防止を図るため、農業用河川工作物応急対策等事業（以下この運用 1 別紙において「事業」という。）を実施する。

第 2 事業の内容、交付要件及び事業実施主体

本事業の種類毎の事業の内容、交付要件及び事業実施主体は次のとおりとする。

1 農業用河川工作物応急対策事業

(1) 大規模事業

ア 事業の内容

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。以下この運用 1 別紙において「工作物」という。）の整備補強、撤去、撤去に伴う整備又は撤去に伴う代替水源の整備（以下この運用 1 別紙において「整備補強等」という。）

イ 交付要件

総事業費がおおむね 1 億円以上のもの。ただし、奄美群島及び離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく指定地域（以下この運用 1 別紙において「離島」という。）にあつては、5,000 万円以上のもの。

工作物の撤去に伴い代替水源の整備を行う場合にあつては、工作物の整備補強又は撤去に伴う整備を行うよりも経済的であるもの。

ウ 事業実施主体

都道府県

(2) 小規模事業

ア 事業の内容

工作物の整備補強等

イ 交付要件

総事業費がおおむね 800 万円以上 1 億円未満のもの。ただし、都道府県又は市町村以外のものが行うもの並びに離島及び奄美群島にあつては、800 万円以上 5,000 万円未満のもの。

工作物の撤去に伴い代替水源の整備を行う場合にあつては、工作物の整備補強又は撤去に伴う整備を行うよりも経済的であるもの。

ウ 事業実施主体

(ア) 都道府県

(イ) 市町村、土地改良区、農業協同組合、その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下この運用 1 別紙において「団体」という。）

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

(1) 事業の内容

農業用道路横断工作物の耐震補強整備であつて、その総事業費がおおむね 800 万円以上のものをいう。

(2) 事業実施主体

都道府県又は団体

第3 事業の実施

新たに交付金を充当して本事業を行おうとする者は、事業計画書を作成するものとしその作成に当たり土地改良法の手続きによらない場合にあっても「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通達）」及び「団体営土地改良事業または数人が共同して行う土地改良事業の計画の作成について（昭和42年11月7日付け42農地C第446号農地局長通達）」の土地改良事業計画書の取扱いに係る規定を準用するものとする。

第4 事業の対象工作物

本事業の対象とする工作物は次のとおりとする。

1 農業用河川工作物応急対策事業

- (1) 工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。
- (2) 工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。
- (3) (1)の対策基準とは、「覚書（農業用河川工作物の応急対策について）」（平成6年5月31日付け6-3建設省河治発第39号）の別紙「河川管理施設等応急対策基準」によるものとし、その適用に当たっては、当該覚書中「ため池等整備事業」とあるのは「農業用河川工作物応急対策事業」と読み替えるものとする。

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの（高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る。）。

第5 事業計画の変更

事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、運用1別紙3別記様式により、地方農政局長に報告するものとする。なお、団体が行う事業にあつては、都道府県を通じて報告するものとする。

1 主要な工事計画の著しい変更

- 2 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の20パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

第6 助成

1 助成経費

国は、別に定めるところにより本事業に関連して必要となる運用1第4に掲げる経費について、予算の範囲内において事業実施主体に助成するものとする。

2 その他

国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

ただし、工事費に対して次に示す割合以上は都道府県において負担するものとする。

総 事 業 費	都道府県	奄 美	離 島
1 億円以上	37/100	26/100	36/100
5 千万円以上 1 億円未満	42/100	26/100	36/100
8 百万円以上 5 千万円未満	32/100	24.4/100	34/100

注：「都道府県」には、離島（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域及び奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。）の区域は含まないものとする。

運用 1 別紙 4（土地改良施設耐震対策事業）

第 1 趣旨

環太平洋地震帯に位置し、地殻変動が激しい我が国は、世界でも有数の地震大国である。一方、農業用排水施設をはじめとする土地改良施設が、大規模地震による被害を受けると、復旧するまでその使用が不可能となり農業生産に悪影響を与えるだけでなく、施設の損傷等により周辺の農用地や宅地等にも甚大な被害を与えるおそれがある。

このため、土地改良施設耐震対策事業（以下この運用 1 別紙において「本事業」という。）により、土地改良施設の耐震点検を行い、必要に応じ当該施設について耐震改修を実施し、地震による被害の未然防止を図るものとする。

第 2 事業の内容

本事業の種類及び事業の内容は、次のとおりとする。

1 点検事業

土地改良施設の耐震点検及び必要に応じた耐震対策事業計画の策定

2 整備事業

耐震対策事業計画に基づく耐震改修の実施

第 3 事業実施主体

都道府県

第 4 交付要件

本事業の対象は、下記のすべてを満たす土地改良施設とする。

1 地域

次のいずれかの地域に存在するもの

- (1) 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号）に基づく地震防災対策強化地域
- (2) 地震に係る特別措置法に基づく地震防災対策推進地域
- (3) 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域

2 対象施設

地震による被害が生じた場合に、次のいずれかに被害を与えるおそれがある土地改良施設

- (1) 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道若しくは迂回路のないもの、受益面積 100 ヘクタール以上の農道又はその他公共施設のうち重要なもの
- (2) 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なもの
- (3) 人家 10 戸以上
- (4) 農地 10 ヘクタール以上（農地 5 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満であつて、当該地区に存する人家の被害を合せ考慮し、それが農地 10 ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるもの（人家 1 戸が農地 1 ヘクタールに相当するとみなして算定）を含む。

3 総事業費

整備事業に係る総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

第 5 事業計画の変更

事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったとき

は、運用 1 別紙 4 別記様式により、地方農政局長等に報告するものとする。

1 主要な工事計画の著しい変更

- 2 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の 20 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

第 6 助成

1 助成経費

国は、本事業に関連して必要となる次の費用につき、別に定めるところにより予算の範囲内において都道府県に助成するものとする。

(1) 点検事業

運用 1 別紙 4 別表 1 に掲げる工事費及び効果促進事業

(2) 整備事業

運用 1 別紙 4 別表 2 に掲げる工事費及び効果促進事業

2 その他

本事業の実施に要する費用のうち国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

運用 1 別紙 4 別表 1（第 6 の 1 の (1) 関係）

費 目	工 種	事 業 内 容
工事費	点検及計画作成費	事業の施行に必要な調査、試験、測量及び計画の作成に要する費用
	補 償 費	事業の施行に必要な補償に要する費用
	機 械 器 具 費	事業の施行に必要な器具等の購入に要する費用

運用 1 別紙 4 別表 2（第 6 の 1 の (2) 関係）

費 目	工 種	事 業 内 容
工事費	工 事 費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等とする。 ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶及び機械器具損料、営繕損料並びに諸経費を含むものとする。
	補 償 費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用とし、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費とする。
	測 量 設 計 費	工事の施行に必要な調査、測量設計に要する費用とする。
	用地費及補償費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。
	船舶及機械器具費	工事の施行に直接必要な船舶機械器具、車輛（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費又は据付、撤去、修理若しくは製作に要する費用とする。

事業計画変更手続報告書

番 号
年月日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

都道府県知事

土地改良施設耐震対策事業〇〇地区の事業計画の変更を別紙の内容で行ったので、
報告する。

運用 1 別紙 4 別記様式の別紙

地区名		局 名		所在地		
事業名						
事業の経緯	採択年度	着工年度	変更計画確定 年月日		○年までの進捗率 (変更事業費ベース)	
項 目	現計画		変更計画		増△減	備 考
事業費						
工 期						
投資効率						
変更の要旨						
変更項目及び 要件	項目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由	

運用 1 別紙 5 （農村災害対策整備事業）

（目的及び趣旨）

第 1 農村地域には老朽化したため池や急傾斜地、地すべり地域等が存在し、集中豪雨や地震等により甚大な被災が発生するおそれが高く、大型化・頻発化している自然災害によって、多くの農村が被災し、貴重な人命や財産等が失われる被害が発生している。

特に土壌条件等が悪い等の条件不利地域で、地域の防災力が低下している中山間地域等は、大規模な地震や台風の際、孤立する危険性が高まっており、避難対策の強化など早急な防災・減災対策の推進が望まれている。

農村災害対策整備事業（以下この運用 1 別紙において「本事業」という。）は、地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域や、災害に対して脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を行うものとする。

また、特に甚大な災害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分発揮させるために、農業生産基盤の整備と農村生活維持施設の整備を行い、もって、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティ機能の回復に資することとする。

（定義）

第 2 この運用において「事業」とは、運用 1 別紙 5 別表 1 に掲げる事業であって都道府県が行うもの（以下この運用 1 別紙において「県営事業」という。）と市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものが行うもの（以下この運用 1 別紙において「団体営事業」という。）をいう。

（事業内容）

第 3 本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

(1) 災害防除対策を推進する地域に指定されている地域及び災害に対して脆弱な中山間地域等として農林水産省農村振興局長（以下この運用 1 別紙において「農村振興局長」という。）が定める要件を満たす地域（以下この運用 1 別紙において「災害防除対策推進地域等」という。）においては、農業用施設や農村防災施設等を調査するとともに地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため、農村災害対策整備計画（以下この運用 1 別紙において「整備計画」という。）を作成する。

ア 農村振興局長が定める要件を満たす地域とは、次のいずれかに該当する地域を含む市町村とする。

(ア) 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条に基づき指定された地震防災対策強化地域

(イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条に基づき指定された南海トラフ地震防災対策推進地域

(ウ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 3 条に基づき指定された日本

海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

- (エ) 首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 3 条に基づき指定された首都直下地震緊急対策区域
- (オ) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条に基づき指定された豪雪地帯
- (カ) 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和 33 年法律第 72 号）第 3 条に基づき指定された台風常襲地帯
- (キ) 第 5 の 2 の (1) のウに示す災害に対して脆弱な中山間地域
- (ク) その他上記地域の指定要件と同等の地域であって、農村振興局長が必要と認める地域

イ 整備計画は、次に掲げる事項について運用 1 別紙 5 別紙様式 1 号により作成するものとする。

- (ア) 地区概要
- (イ) 地区の所在及び現況
- (ウ) 地区の農業用施設及び農村防災施設等の点検結果
- (エ) 施設等の安全度評価
- (オ) 農業生産基盤及び農村生活維持施設の整備構想（ただし、特に甚大な被害を受けた地域の場合のみ）
- (カ) 全体基本計画
- (キ) 整備事業計画
- (ク) 添付図面

ウ 調査計画事業の実施に当たって留意すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 災害防除対策推進地域等において行う施設の安全度評価は、農業用施設や農村防災施設（現在は存在しないが、地域住民の安全確保の観点から新たに設置することを検討する必要があるとされた農村防災施設を含む。）等の点検結果を踏まえ、地域住民の安全性確保の観点から農業用施設や農村防災施設等の被災時の想定被害を考慮しつつ、当該施設の安全対策の必要性及び緊急性を評価する。
 - (イ) 甚大な被害発生地域（第 3 の 1 の (2) の「甚大な被害発生地域」をいう。）において行う安全度評価は、農用地・農業用施設や農村防災施設（現在は存在しないが、再度災害防止の観点から新たに設置することを検討する必要があるとされた農村防災施設を含む。）等の点検結果を踏まえ、再度災害防止の観点から農業用施設や農村防災施設等の再度災害時の想定被害を考慮しつつ、安全対策の必要性及び緊急性を評価する
 - (ウ) 安全対策が必要な施設の整備の優先度の判断にあたっては、地域住民との意見交換を行い、また、安全対策に係る普及・啓発活動を行うよう努める。
 - (エ) 整備事業計画は、安全度評価の結果、整備事業で安全対策等を行うこととするものに限り作成する。また、安全度評価の結果、整備事業で安全対策等を行うこととするものがない場合は作成しない。
- (2) 特に甚大な被害を受けた地域として農村振興局長が定める要件を満たす地域（以下この運用 1 別紙において「甚大な災害発生地域」という。）においては、農業用施設や農村防災施設等を調査するとともに再度災害防止の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うとともに、併せて持続的に営農を継続するために必要な農業生産性の向上に資する農業生産基盤及び農村生活維持に必要な対策を行うため、整備計画を作成する。

ア 農村振興局長が別に定める要件を満たす地域とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき指定された激甚災害に係る事象による被害（以下この運用 1 別紙において「激甚災害」という。）を受けた地域であって、次のすべてを満たす市町村内にあるものとする。

(ア) 局地激甚災害指定基準（昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定）第 1 又は第 2 に相当する被害を受けた市町村

(イ) 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項に相当する被害を受けた市町村

2 整備事業

整備計画に位置付けられた、次に掲げる事業を実施する。

(1) 災害防除対策推進地域等においては運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(1)から(5)までの事業

(2) 甚大な災害発生地域においては運用 1 別紙 5 別表第 1 の 1 の(1)から(10)までの事業

(3) (1)又は(2)の事業と併せて行う運用 1 別紙 5 別表第 1 の 2 及び 3 の事業（ただし、運用 1 別紙 5 別表第 1 の 3 の事業にあつては甚大な災害発生地域に限る。）

（事業実施主体）

第 4

1 第 3 の 1 の調査計画事業の事業実施主体は都道府県又は市町村とする。また、第 3 の 2 の整備事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区又は農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものとする。

2 本事業のうち都道府県が実施するものを「県営事業」といい、市町村、一部事務組合、土地改良区又は農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものが実施するものを「団体営事業」という。

調査計画事業と整備事業の事業実施主体が異なる場合にあつては、整備事業を実施する者は、調査計画事業の事業実施主体と十分調整の上、事業を実施するものとする。

（交付要件）

第 5 本事業の交付要件は、次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

(1) 災害防除対策推進地域等又は甚大な災害発生地域であること。

(2) 事業実施主体等による地域の農業用施設や農村防災施設等の点検がなされていること。

2 整備事業

整備事業は、整備計画に記載されている事業であつて、次の要件を満たすこと。

(1) 県営事業

ア 災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあつては、運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(1)から(5)までの事業のうち、少なくとも一つを実施すること。また、それぞれの事業はオの受益面積要件(ア)から(ウ)までにそれぞれ定める当該受益面積要件を満たすこと。ただし、ウの要件に該当する場合はこの限りではない。

イ 甚大な災害発生地域で実施する整備事業にあつては、運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(1)から(10)までの事業のうち、少なくとも一つを実施すること。

また、それぞれの事業はオの受益面積要件(ア)から(コ)までにそれぞれ定める当該受益面積を満たすこと。ただし、運用1別紙5別表1の1の(6)から(10)までの事業であって、運用1別紙5別表1の1の(2)又は(6)から(10)までの事業のうち2以上の事業と併せ行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められるものにあつては、受益面積がおおむね10ヘクタール以上であること。ただし、ウの要件に該当する場合はこの限りではない。

ウ 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であつて、農村振興局長が定める要件を満たす地域で実施する場合、災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあつては運用1別紙5別表1の1の(1)から(5)までの事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上、甚大な災害発生地域で実施する整備事業にあつては運用1別紙5別表1の1の(1)から(10)までの事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。

自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であつて、農村振興局長が定める要件を満たす地域とは、次の(ア)のいずれかに該当する市町村のうち、以下の(イ)の要件をいずれかを満たす市町村をいう。

(ア) 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村

- a 過疎法第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域
- b 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- c 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- d 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- e 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定農山村地域
- f 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

(イ) 次に掲げる要件をいずれかを満たす地域を含む市町村

- a 傾斜度が20分の1以上の水田面積が当該市町村の全水田面積のおおむね50パーセント以上を占めること
- b 傾斜度が8度以上の畑面積が当該市町村の全畑面積のおおむね50パーセント以上を占めること
- c 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域、地すべり防止区域指定の必要がある地すべり危険地が存すること
- d 地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止する必要がある地域が存在すること

(ウ) この第5でいう市町村とは、2005農林業センサス調査で区分する市町村とする。

エ 災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあつては総事業費がおおむね1億円以上であること。

オ 受益面積要件

(ア) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(1)の事業	おおむね 2 ヘクタール以上
(イ) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(2)の事業	おおむね 20 ヘクタール以上
(ウ) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(3)の事業	おおむね 5 ヘクタール以上
(エ) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(4)の事業	おおむね 10 ヘクタール以上
(オ) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(5)の事業	おおむね 10 ヘクタール以上
(カ) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(6)の事業	おおむね 60 ヘクタール以上
(キ) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(7)の事業	おおむね 60 ヘクタール以上
(ク) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(8)の事業	おおむね 40 ヘクタール以上
(ケ) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(9)の事業	おおむね 50 ヘクタール以上
(コ) 運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(10)の事業	おおむね 20 ヘクタール以上

(2) 団体営事業

ア 災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあっては運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の (1)から(5)までの事業の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上であること。また、甚大な災害発生地域で実施する整備事業にあっては運用 1 別紙 5 別表 1 の 1 の(1)から(10)までの事業の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上であること。

イ 災害防除対策推進地域等で実施する整備事業にあっては、総事業費がおおむね 3 千万円以上であること。

(計画書の変更)

第 6

1 団体営事業の事業実施主体は、土地改良事業に基づき実施する団体営事業について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業の執行に係る地域についての次に掲げる変更

ア 事業の執行に係る地域の変更であって、これに伴う受益面積（農用地造成にあっては造成する農用地面積）の増又は減が 10 パーセント以上となる変更

イ 事業別目的面積又は造成面積の利用区分面積のそれぞれの増減が 20 パーセント以上となる変更及びその位置の著しい変動。ただし、それぞれの増減が受益面積全体の 10 パーセントに満たない場合は、この限りでない。

(2) 主要工事計画について、「土地改良法施行規則第 38 条の 2 等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定める件」（平成 18 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1272 号。以下「告示」という。）第一号の（一）のイの（ア）から（ウ）まで、（二）のイの（ア）及び（イ）、（三）のイの（ア）及び（イ）、（四）のイ並びに（五）のイに掲げる変更

(3) 事業費であって告示第 2 号に規定されているものについての変更

2 1 に定める事業以外の事業について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、団体営事業の事業実施主体は、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業の新設又は廃止

(2) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の 10 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の縮減であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られる場合を除く。）

3 都道府県知事は、県営事業について手続き通知による報告を行った場合及び 1 に定める事業以外の事業について 2 の(1)又は(2)のいずれかに該当する変更

を行った場合並びに団体営事業について変更を承認した場合には地方農政局長にその旨運用 1 別紙 5 別紙様式第 2 号により報告するものとする。

第 7 事業着手時期

- 1 甚大な災害発生地域での事業実施に当たっては、災害復旧事業計画との関係を調整のうえ事業を行うものとする。
- 2 甚大な災害発生地域において調査計画事業を実施する時期は、第 3 の 1 の (2) に掲げる要件を満たす災害が発生した年より 3 ヶ年以内に着手することとする。
- 3 甚大な災害発生地域において整備事業を実施する時期は、第 3 の 1 の (2) に掲げる要件を満たす災害が発生した年より 5 ヶ年以内に着手することとする。

運用 1 別紙 5 別表 1

整備事業の事業種類及び内容

区 分	事業種類	事業内容	備 考
1 農 業 生産基盤 整備	(1) 農業用ため池整備	決壊のおそれのある農業用ため池の廃止又は変更（洪水調節機能の賦与・増進を行うための農業用ため池の改修、ため池の浚渫工事含む）	
	(2) 農業用排水施設整備	災害発生のおそれのある農業用排水施設の新設、廃止又は変更	
	(3) 土砂崩壊防止施設	土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留工その他の施設	
	(4) 水抜工等	長大な水田法面の保護を目的とする水抜工の設置及び水抜工設置に併せて行う水田の整地	
	(5) 農地機能保全対策工事	火山性土壌等に起因する土壌浸食等の災害の未然防止を図るための農業用施設、土留工等の改修	
	(6)*農業用排水施設整備	農業用排水施設の新設、廃止又は変更する事業であって(2)に該当するもの以外	
	(7)*区画整理	農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連のある工事を一体として行う事業	
	(8)*農用地造成	農用地以外の土地の畑地への地目転換（農用地間の地目変更を含む。）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更	
	(9)*農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設又は変更	
	(10)*農用地の改良又は保全	農用地の改良又は保全上必要な事業であって、(3)に該当するもの以外	
2 農村防 災施設整 備	(1) 緊急避難路整備	集落の防災安全のために必要な道路の整備であって農道を補完するもの。	
	(2) 緊急避難施設整備	集落の防災安全のために必要な避難施設その他の避難場所の整備	
	(3) 防火水槽整備	集落の防災安全のために必要な防火水槽及び附帯施設の整備	

3 農村生活維持施設整備	(4) 緊急避難施設の耐震化	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された施設のうち避難場所となっているものの耐震化
	(5) 情報基盤施設整備	土地改良施設等の維持管理やこれに関する情報の伝達に必要な施設及びこれに附帯する緊急時の情報伝達に必要な情報基盤施設の整備
	(6) 雪崩防止施設整備	雪崩予防柵、防雪柵等の整備
	(7) 防護柵等安全設備	集落の防災安全のために必要な土留工、安全柵等の整備
	(8) 災害防除林	台風常襲地帯等で、風害防止のために行う植林で、農村振興局長が地域の実情に応じて特に必要と認めるものの整備
	(1)※農業集落道路整備	農業集落周辺における農業生産基盤整備に係る農道を補完する農業集落道の整備
	(2)※営農飲雑用水施設整備	家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備
	(3)※農業集落排水施設整備	農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれらに附帯する処理施設等の整備
	(4)※農業施設等用地整備	区画整理により創設された非農用地の整備及び農業施設用地その他公共施設用地等に供するものの整備

事業種類の「※」は甚大な災害発生地域に該当する地域においてのみ対象となる。

運用 1 別紙 5 別表 1 の事業種類のうち、留意すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水抜工等

地下水位が高く、水田畦畔の法面が長大な地域で、法面の地すべり発生のおそれのある地域で実施するものとする。

(2) 農地機能保全対策工事

泥炭土に起因する地盤の沈下や、火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物の生育等が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な農用地及び農業用施設の機能回復及び火山性土壌等に起因する土壌侵食等の災害の未然防止を図るための農業用排水施設、土留工その他の施設の新設又は改修、農業用道路の改修等を行う工事とする。

(3) 緊急避難路整備及び農業集落道路整備

ア 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 1 号から第 3 号までの道路及び同条第 4 号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。

イ 道路附帯施設は待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設とし農業集落道整備にあっては周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。

ウ 修景施設は植樹、芝生、水飲場、便所、遊歩道等とする。

エ 緊急避難路整備においては、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。

(4) 営農飲雑用水施設整備

ア 受益戸数は、おおむね 10 戸以上の施設とする。ただし、末端受益戸数は、2 戸以上とする。

イ 営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。

(5) 農業集落排水施設整備

ア 受益戸数は、おおむね 20 戸（北海道、離島、沖縄県及び奄美群島にあっては 10 戸、集落排水路にあっては 10 戸）以上とする。ただし、末端受益戸数は、2 戸以上とする

イ 農業集落排水施設のうち、汚水の処理施設の整備に当たっては、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知）及びこれと関連する規定に準ずるものとする。

(6) 農業施設等用地整備

区画整理等により創出された非農用地の整備にあっては、次に掲げる用地の整備を実施できるものとする。

ア 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設

イ 地方公共団体が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善のために整備する公用・公共施設

ウ 防災対策上必要な施設及び被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地

エ がけ地の崩壊、土石流及び地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地

(7) 情報基盤施設整備

整備する施設の内容は次に掲げるとおりとする。

ア 土地改良施設等の維持管理に必要な遠隔監視操作システムの設置又は改造・更新

イ 災害時に住民及び関係機関の間で相互に緊急通知に係る情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造

(8) 災害防除林

台風常襲地帯等の農地及び農村集落の風害防止のために行う植林で、農村振興局長が地域の実情に応じて必要と認められるものの整備を実施するものである。

運用 1 別紙 5 別紙様式第 1 号（第 3 関係）

農村災害対策整備計画

〇〇地区

令和 年 月

〇〇県〇〇市（計画作成主体）

農村災害対策整備計画 目次

<全体基本計画>

- 1 地区概要表
- 2 地区の所在及び現況
 - (1) 所在
 - (2) 地域の地勢、社会条件及び農業状況
 - (3) 既往の災害状況
 - (4) 農業生産基盤整備状況
- 3 地区の農業用施設及び農村防災施設等の点検結果
 - (1) 農業用施設
 - (2) 農村防災施設
 - (3) 新たに設置することを検討する必要がある農村防災施設
- 4 施設等の安全度評価
 - (1) 調査から判明した施設の安全性
 - (2) 被災時の想定被害
 - (3) 安全度評価
- 5 農業生産基盤及び農村生活維持施設の整備構想（ただし、甚大な災害発生地域の場合のみ）
 - (1) 農業生産基盤の必要性及び整備の概要
 - (2) 農村生活維持施設の整備の概要
- 6 全体基本計画
 - (1) 整備が必要な施設の優先度
 - (2) 整備の優先度が高い施設の整備予定事業及び整備予定時期等

<整備事業計画>

- 7 整備事業計画
 - (1) 整備事業の対象となる施設の整備内容
 - (2) 事業費及び事業効果の概算額
 - (3) 整備事業の工期
- 8 添付図面
 - (1) 農村災害対策整備計画対象施設配置状況図
 - (2) 被害想定図
 - (3) 整備事業の対象となる施設の整備計画図

農村災害対策整備計画

<全体基本計画>

1 地区概要表

都道府県名				地 区 名			
関係市町村名				計画作成 主 体			
地 域 の 概 要	地 勢 等						
	社 会 的 条 件						
	農業状況						
	既 往 の 主 な 災 害	注 1)					
計画対象区域	集落数	世帯数		人口		主な 公共施設	備 考
集落諸元		全体	農家	全体	農家		
	集落	戸	戸	人	人		
計画対象区域 農用地等面積	全 体	水 田	畑	その他農用地		農用地以外	備 考
	ha	ha	ha	ha		ha	
整備対象施設 の受益面積	全 体	水 田	畑	その他農用地		農用地以外	備 考
	ha	ha	ha	ha		ha	
農業生産基盤 整備状況							

注 1) 地域に大きな災害をもたらした既往の災害について、災害名、農業被害額、被害面積等について記載する。

2 地区の所在及び現況

(1) 所在

都道府県名	市町村名	関係土地改良区等

(2) 地域の地勢、社会条件及び農業状況

--

(3) 既往の災害状況

発生年月日	災 害 名	主な被害状況			備 考
		農業	公共土木	その他	

※「農業」には農用地・農業用施設を含む。

(4) 農業生産基盤整備状況

事 業 名	地区名	実施期間	受益面積	整 備 内 容
			ha	

3 地区の農業用施設及び農村防災施設等の点検結果

(1) 農業用施設

施 設 名	施設の現況		管理の状況		点検 結果	点検者	点検 手法	安全度評価 の可否
	施設構造	数量	管理者	状況				

(2) 農村防災施設

施 設 名	施設の状況		管理の状況		点検 結果	点検者	点検 手法	安全度評価 の可否
	施設構造	数量	管理者	状況				

(3) 新たに設置することを検討する必要がある農村防災施設

施 設 名	既存施設			点検結果		点検者
	施設構造	数量	管理者	新設又は増設 の必要性	構造	

4 施設等の安全度評価

施設名	施設の状況		調査から判明した施設の安全性	被災時の想定被害			安全度評価		
	施設の構造	数量		人的被害	農業被害	公共被害	安全対策の必要性	安全対策の緊急性	評価

5 農業生産基盤及び農村生活維持施設の整備構想（甚大な災害発生地域の場合のみ）

(1) 農業生産基盤の必要性および整備の概要

事業種類	安全度評価	施設概要		受益面積				概 算 工事費
		構造	数量	計	水田	畑	農地外	

(2) 農村生活維持施設の整備の概要

事業種類	施設概要			対象戸数	概算工事費	施 設 の 管理予定者
	構造	規模	数量			

6 全体基本計画

事業種類	施設名	優先度	事業名	事業実施 主 体	概 算 総事業費	予定時期

< 整備事業計画 >

7 整備事業計画

事業種類	施設名	整備内容		計画の概要				
		構造 規格	数量	整備 内容	受益 面積	概 算 額		工期
						事業費	効果額	

8 添付図面

- (1) 農村災害対策整備計画対象地域施設配置状況図
- (2) 被害想定図
- (3) 整備事業の対象となる施設の整備計画図

運用 1 別紙 5 別紙様式第 2 号（第 6 関係）

変 更 手 続 報 告 書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）

都道府県知事

事業計画書を変更したので、報告します。

記

- 1 地区名
- 2 事業計画書（変更）

※別紙様式第 1 2 号または別紙様式第 1 3 号により、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。

運用 1 別紙 6（ため池群整備事業）

第 1 事業内容

本事業を構成する調査計画事業、ため池群整備工事及びため池群管理体制整備事業の事業内容は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

(1) 調査

ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査をするものとする。

(2) 計画策定

調査結果から、別紙様式第 15 号の農用地災害防止ため池整備計画を策定するものとする。

2 ため池群整備工事

複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備

3 ため池群管理体制整備事業

2 の事業と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施

第 2 事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県の知事が適当と認める者（ため池群整備工事を行う場合は、都道府県に限る。）

第 3 事業の実施

1 事業実施主体は、ため池群整備工事の実施に関しては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）その他の関係法令に基づき所要の手続を経るものとする。

2 事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

3 農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）別表の区分の欄の「ため池群整備事業」における国費率の欄の農村振興局長が別に定める地域とは、次のとおりとする。

(1) 次の市町村又は次の地域を含む市町村の区域

ア 過疎法第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基

づき指定された離島振興対策実施地域（以下この運用 1 別紙において「離島」という。）

エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された特定農山村地域

カ 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域

(2) (1)に準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認めた市町村の区域

第 4 要件

本事業を構成する調査計画事業、ため池群整備工事及びため池群管理体制整備事業の要件は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

(1) 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの

(2) 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にある見込みのあるものであり、次のいずれかに該当する見込みのある 2 か所以上のため池を対象とするもの

ア ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

イ ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

ウ 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

(3) 農業用ため池の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上のもの

2 ため池群整備工事

次の要件を満たすこと。

(1) 大規模事業

ア 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの

イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する 2 か所以上のため池を対象とするもの

(ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

(イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

(ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

ウ 農業用ため池の受益面積の合計がおおむね 80 ヘクタール以上のもの

もの

エ 農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 200 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 10 億円以上のもの

オ 運用 1 別紙 1 の I の 2 の(1)に定める特例地域（以下この運用 1 別紙において「特例地域」という。）において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 140 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 7 億円以上のもの

カ 離島において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 80 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 4 億円以上のもの

キ 特例地域であつて、かつ、離島である地域において行うものにあつては、エからカまでの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 60 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 3 億円以上のもの

ク 別紙様式第 15 号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

(2) 小規模事業

ア 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの

イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであつて、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する 2 か所以上のため池を対象とするもの

(ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

(イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

(ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

ウ 農業用ため池の受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上のもの

エ 農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 20 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 1 億円以上のもの

オ 特例地域において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね 14 ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が 7,000 万円以上のもの

カ 別紙様式第 15 号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

3 ため池群管理体制整備事業

第 1 の 2 の事業と併せ行うもの

第 5 事業計画の変更

調査計画事業及びため池群管理体制整備事業について、次のいずれか

に該当する変更を行ったときは、都道府県知事は、調査計画事業にあつては別紙様式第 1 号、ため池群管理体制整備事業にあつては別紙様式第 15 号により地方農政局長等へ提出するものとする。

1 地区概要の変更

2 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の 30 パーセント以上の増減（調査設計業務等の入札、契約の改善による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

運用 1 別紙 7（土地改良施設豪雨対策事業）

第 1 事業内容

本事業を構成する調査計画事業及び整備事業の事業内容は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査を行うとともに、当該施設の整備方針及び期待される効果等を検討し、別紙様式第 18 号の地域排水機能強化計画を策定するものとする。

2 整備事業

地域排水機能強化計画に基づき土地改良施設の豪雨対策を行う。

第 2 事業実施主体

都道府県又は市町村

第 3 交付要件

本事業を構成する調査計画事業及び整備事業の要件は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

- (1) 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。
- (2) 既存の土地改良施設を活用した整備により、効果が発現することが見込まれること。

2 整備事業

本事業の対象は、下記のすべてを満たす土地改良施設とする。

- (1) 地域の豪雨に対する防災機能を強化するために、既存施設を活用した整備を行うことで一体的に効果が発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設
 - ア 築造後における自然的・社会的状況の変化による湛水被害を防止するために整備が必要な施設
 - イ 既存の一連の排水施設において脆弱部を有し、地域の排水に支障が生じている施設
 - ウ 災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設
- (2) 別紙様式第 18 号の地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの
 - ア 総事業費の合計がおおむね 800 万円以上のもの
 - イ 防災受益面積の合計がおおむね 30 ヘクタール以上のもの

第 4 事業計画の変更

事業実施主体は、調査計画事業及び整備事業について、次のいずれかに該当する変更を行ったときは、運用 1 別紙 7 別記様式により地方農政局長等へ提出するものとする。なお、市町村が行う事業にあつては、都道府県を通じて報告するものとする。

1 調査計画事業

- (1) 地区概要の変更
- (2) 物価又は労賃の変動によるものを除く調査計画事業の事業費の 10 パーセント以上の増減（調査設計業務等の入札、契約の改善による費用の縮減による

事業費の減額であって、変更前の調査計画事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)

2 整備事業

(1) 主要な工事計画の著しい変更

(2) 物価又は労賃の変動によるものを除く整備事業の事業費の 30 パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の整備事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)

運用 1 別紙 7 別記様式（第 4 関係）

変 更 手 続 報 告 書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）

都道府県知事

事業計画書を変更したので、報告します。

記

1 地区名

2 事業計画概要書（変更）

※調査計画事業にあっては別紙様式第 16 号、整備事業にあっては別紙様式第 17 号の事業計画概要書を使用し、変更に係る項目については上段（）書きで変更前を記載する。

運用2（水質保全対策事業）

第1 事業内容

1 事業メニュー

水質保全対策事業のメニューは、次表に記載されているとおりとする。

区分	工 種	内 容
1 農業 用排水 施設 整備	(1)水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更又はこれと併せて行う客土	ア 次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する障害が生じている場合に、障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 （ア）人の健康を損なうおそれがある有害な農畜産物が生産されていること （イ）農作物等の生育が阻害されていること （ウ）農作業の能率の低下を来していること （エ）施設の管理に支障を来していること イ アと併せて行う客土 ウ 現にアの（ア）から（エ）までに掲げる障害は生じていないが、応急的な防止措置を実施しなければ容易にそれら障害が発生すると推定される程度の水質汚濁が生じている場合に行う農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 エ ウと併せて行う客土
	(2)水質浄化施設整備	ア 水生生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ 水路及び貯水池のしゅんせつ オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備
	(3)処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物の適切な回収・処理等を行うための施設整備
	(4)併せ行う施設整備	上記の工種(1)から(3)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用排水施設、その他の施設整備
2 水質 保全 施設 整備	(1)水質浄化施設整備	ア 水生生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ 水路及び貯水池のしゅんせつ オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐

		車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備
	(2) 処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物の適切な回収・処理等を行うための施設整備
	(3) 環境保全施設整備	水質浄化施設と一体的に整備することで農村環境や自然環境等の保全に資するための施設整備
	(4) 面源負荷抑制施設整備	非特定汚染源となる農地や農業用排水路等からの負荷流出を抑制するための循環かんがい施設、漏水防止シート、浄化型暗渠排水、自動給水栓、節水かんがい施設、土層改良のための施設、その他負荷抑制に資する施設の整備
	(5) 併せ行う施設整備	上記の工種(1)から(4)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用排水施設、その他の施設整備
3	支援事業	湖沼の水質保全に係る管理運営体制の整備、施設の最適運用を行うための試験運用、流出入負荷実態の把握及び検証、節水かんがいや濁水の流出を防止する用配水管理を普及させるための技術的指導、水質浄化に配慮した基盤整備導入に伴う掛かり増し経費への助成であって、次のアからウまでの条件をみたすもの ア 区分2の水質保全施設整備と併せて行うもの イ 支援事業実施期間は、原則として区分2の水質保全施設整備の完了予定の年の2年前から3年間とする ウ 支援事業費は区分2の水質保全施設整備の費用の5パーセント以内とする
4	先導的モデル事業	農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去するための新技術を導入した水質浄化施設、維持管理施設、処理施設等の施設整備であって、区分1の工種(1)のア又はイに掲げる要件に該当する地域において、新技術を導入した工事を実施し、当該技術の活用と普及を行うもの
5	耕土流出防止施設整備	(1) 流出水対策施設整備 農用地又はその後背地からの流水を排水施設等に導く承水路、排水施設及び沈砂施設等の整備 (2) 発生源対策施設整備 農用地又はその周辺の土地の土壌の流出を防止するための法面保護、植生、勾配抑制、土層改良、暗渠排水等の土砂流出防止対策のための工事 (3) 保全対策施設整備 既存の土砂流出防止施設の土砂補足能力及び維持管理作業の作業性、安全性等を向上させるための軽微な変更 (4) 営農連携事業 水質保全に係る営農対策に要する資材支援、管理体制整備に係る活動支援、新たな耕土流出防止技術開発への支援であって、次のア及びイを満たすもの

		ア 上記の工種(1)から(3)までのいずれかと併せて行うもの イ 上記の工種(1)から(3)までの費用の合計の5パーセント以内とする
6	水質保全施設改修工事	区分1、2又は5の事業で整備された施設における自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するために行う当該施設の変更

2 実施主体

水質保全対策事業の実施主体は、下記のとおりとする。

- (1) 第1の1の事業メニューの区分1、4及び6の実施主体は都道府県又は団体とする。
- (2) 第1の1の事業メニューの区分2及び3の実施主体は都道府県又は市町村とする。
- (3) 第1の1の事業メニューの区分5の実施主体は鹿児島県又は鹿児島県下の市町村に限る。

3 対象地区

第1の1の事業メニューの区分1を実施するにあたっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の農業振興地域整備計画が定められた農用地区域（農業振興地域整備計画が定められていない市町村にあっては同法第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域、農業振興地域の指定が行われていない市町村にあっては同法第4条第1項の農業振興地域整備基本方針に定められた農業振興地域として指定することを相当とする地域）を主たる受益地とすること。

第2 事業の実施等

1 事業計画

実施主体は、要綱第7の2に定める実施要件確認に必要な資料として、第1の1の事業メニューの区分1及び4については次の(1)及び(2)、区分2及び3については(1)、(2)及び(3)、区分5については(1)、(2)及び(4)、区分6については(5)の書類を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、その他都道府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）に提出するものとする。

なお、第2の2の交付要件の(1)に基づいて、都道府県農業用水基準を定めた場合は、次の(6)の書類を提出するものとする。

- (1) 事業計画概要書（様式1、様式2）
- (2) 事業計画平面図
- (3) 農村地域水質保全計画

農村地域水質保全計画は、次に定めるところによるものとする。

ア 都道府県知事は、農村地域及び公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条に規定するものをいう。）における水質汚濁が環境保全上及び農業利水上問題となっている地域を対象として、農村の現状、公共用水域の水質保全計画等（湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 4 条第 1 項に規定する湖沼水質保全計画、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 3 第 1 項に規定する総量削減計画及び環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき定められた水質の汚濁に係る環境上の条件について人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下この別紙において「環境基準」という。））を勘案して農村地域水質保全計画を作成するものとする。

イ 農村地域水質保全計画の内容は次のとおりとする。なお、この計画を作成する場合には、あらかじめ費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意を得るものとする。

（ア）農村地域水質保全計画の目的

（イ）流域内の水質の現状

（ウ）汚濁の原因

（エ）水質保全の目標

a. 水質保全の目標

b. 水質基準

c. 環境に対する影響及び効果

（オ）水質保全を図るための施設整備の概要

（カ）附帯施設整備の概要

（キ）関連他事業の内容

（ク）施設維持管理予定者

（ケ）施設維持管理方法

ウ イの（エ）の b の水質基準は、環境基準その他都道府県知事が必要と認める事項を基本とするとともに、次に掲げる事項に十分留意して作成するものとする。

（ア）当該農業水利施設の現在の利用目的及び将来の利用目的の推移に配慮すること。

（イ）当該農業水利施設の水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

（ウ）当該農業水利施設の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

（エ）水質保全の目標達成のための施策との関連に注意すること。

（オ）当該農業水利施設からの排出先である公共用水域において指定されている水域類型の環境基準を考慮すること。

（4）耕土流出防止環境保全管理計画（以下この別紙において「保全管理計画」という。）

ア 保全管理計画は、次に掲げる事項を内容として作成すること。

(ア) 耕土流出防止対策実施計画

- a. 計画地域内の土地利用計画
- b. 農地の整備状況及び整備計画
- c. 計画地域内において有効な流出防止対策の概要

(イ) 営農的対策実施計画

- a. 環境保全営農計画
- b. 土づくり計画
- c. 推進体制

(ウ) 施設維持管理計画

- a. 施設ごとの管理主体
- b. 施設の維持管理計画

(エ) 事業実施計画

- a. 主要施設計画
- b. 事業費の総額及び内訳

- イ 県営事業の場合にあつては、県知事は、保全管理計画を作成するにあたり、実施区域に係る市町村長と協議するものとする。
- ウ 実施主体が市町村の場合にあつては、市町村長は、保全管理計画を作成するにあたり、県知事の承認を得るものとする。

(5) 事業計画概要書（様式3）

(6) 都道府県農業用水基準

都道府県知事が策定する都道府県農業用水基準の内容は次のとおりとする。

ア 農村振興局長が別に定める条件によらない理由

イ 水質基準及びその根拠

2 交付要件

第1の1の事業メニューの区分1から4までを実施しようとするときは次の(1)、(2)いずれかを満たすこと。なお、区分3を実施しようとするときには加えて次の(3)も満たすこと。区分5を実施しようとするときは次の(4)を、区分6の事業を実施しようとするときは次の(5)を満たすこととする。

- (1) 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行う事業であつて、次のア又はイの受益面積を満たすもの。農村振興局長が別に定める条件を満たしているかどうかの判定は、次の基準値及び測定法により行うものとする。ただし、次のウ及びエに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、農業用水に関する項目及び基準値（以下この別紙において「都道府県農業用水基準」という。）について、当該都道府県を単位として定め、「農村振興局長が別に定める条件」に代えることができるものとする。

ア 大規模事業

受益面積の合計がおおむね400ヘクタール以上のものであつて、次のいずれ

かに該当するもの

(ア) 老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してぜい
弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止する
ため必要があるもの

(イ) 農用地のたん水を排除するため必要があるもの

(ウ) 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能
率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止す
るための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの

イ 小規模事業

受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上のもの

ウ 農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項 目	基準値	測 定 法
水素イオン濃度 (p H)	6.0 以下又は 7.5 以上	日本工業規格 K0102 (以下「規格」とい う) 12・1 に掲げる方法
化学的酸素要求量 (C O D)	6 mg/1 以上	規格 17 に掲げる方法
無機浮遊物質 (S S)	100 mg/1 以上	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 6 に掲 げる方法
溶存酸素 (D O)	5 mg/1 以下	規格 32 に掲げる方法
全窒素濃度 (T-N)	1 mg/1 以上	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 7 に掲 げる方法
砒 素	0.05 mg/1 以上	規格 61 に掲げる方法
シアン	検出されること	規格 38・1・2 及び 38・2 又は 38・1・2 及 び 38・3 に掲げる方法
アルキル水銀	〃	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 4 の第 1 及び第 2 に掲げる方法
有機リン	〃	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 1 及び 2 又は規格 31・1 に掲げる方法
カドミウム	0.01 mg/1 以上	規格 55・2 に掲げる方法
鉛	0.1 mg/1 以上	〃 54・2 〃
クロム	0.05 mg/1 以上	〃 65・2 〃

エ 農業排水に関する水質の基準値及び測定法

項 目	基準値	測 定 法
水素イオン濃度 (p H)	6.0 以下又は 8.5 以上	規格 12・1 に掲げる方法

生物化学的酸素要求量 (BOD)	10 mg/1 以上	規格 21 に掲げる方法
浮遊物質 (SS)	ゴミ等の浮遊が認められること	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 6 に掲げる方法
溶存酸素量 (DO)	2 mg/1 以下	規格 32 に掲げる方法

(2) 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね 20 ヘクタール以上のもの。

(3) 指定湖沼（湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 1 項により指定される湖沼をいう。）の流域内で行うもの。

(4) 奄美群島（奄美群島振興特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に定める地域をいう。）の受食性の高い土壌（国頭マージ、島尻マージ、ジャーガル等）に覆われた地帯であること。

ア 実施主体が県の場合は、保全管理計画内の農用地面積が 20 ヘクタール以上であること。

イ 実施主体が市町村の場合は、保全管理計画内の農用地面積が 10 ヘクタール以上であること。

(5) 管理者により点検がなされている等適切に管理されている施設であって、以下の要件を満たす施設に係る事業であること。

ア 2 の(1)の地域で整備した施設

(ア) 大規模事業

受益面積の合計がおおむね 400 ヘクタール以上のものであって、(1) のアの(ア)から(ウ)のいずれかに該当するもの。

(イ) 小規模事業

受益面積の合計がおおむね 10 ヘクタール以上のもの

イ 2 の(2)の地域で整備した施設

受益面積の合計がおおむね 20 ヘクタール以上のもの

ウ 2 の(4)の地域で整備した施設

(ア) 県営事業 保全管理区域内の農用地面積が 20 ヘクタール以上のもの

(イ) 市町村営事業 保全管理区域内の農用地面積が 10 ヘクタール以上のもの

3 事業の実施

(1) 第 2 の 1 の(3)のアの「農村地域及び公共用水域における水質汚濁が環境保全上及び農業利水上問題となっている地域」とは、次に掲げるアからウまでのいずれかの地域であって、第 1 の 1 の事業メニューの区分 1 の工種(2)から(4)までの施設整備を行う場合は、エ又はオの要件を満たしている地域とする。

ア 住民及び地方公共団体から水質汚濁について苦情や改善要望等が寄せられている地域

イ 農業用排水の水質が排水先の公共用水域の水質環境基準等を満足していない地域

ウ その他農村地域の環境保全について農村振興局長が特に必要と認める地域
エ 農業用排水の水質汚濁により農作物に被害等が生じているか又は生ずるお
そのある地域

オ 農業用排水の水質汚濁により農業用排水施設の維持管理費の増嵩等農作
業に支障が生じているか又は生ずる恐れのある地域

(2) 第1の1の事業メニューの区分1の工種(1)のアに掲げる要件に該当する場合
であっても、障害発生につき原因者による補償が可能であるもの又は通常の維持
管理を怠ったことがその障害の発生の原因となっていることが明らかであるもの
については、水質保全対策事業としては実施しないこととする。

(3) 第1の1の事業メニューの区分4の実施にあたっては、次に掲げる内容に留意
することとする。

ア 新技術とは、水質浄化に係る工事の新技術のうち近年開発されつつある新しい
工法、設計等又は他分野では技術的に確立されているものの、農業分野では全国
レベルの技術が確立されていない工法、設計等で、次のいずれかに該当するもの
をいう。

(ア) 経済的な事業執行に資すると認められるもの

(イ) 農業の生産性向上に資すると認められるもの

(ウ) 自然環境の保全に資すると認められるもの

イ 地方農政局長等は、水質浄化に係る工事の技術であってアに規定する技術に
準ずるものを、実施しようとする都道府県における当該技術の普及の程度を勘
案して新技術として認めることができるものとする。

ウ 都道府県知事は、次に掲げる事項を内容とする先導的モデル地区計画を策定
し、提出書類とするものとする。なお、この計画を策定する場合には、あらか
じめ費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意を得るものとする。

(ア) 新技術導入計画

a. 新技術の概要

b. 新技術の導入理由

c. 予想される適用効果

d. 従来技術との比較等

(イ) 水質浄化施設整備計画

a. 水質浄化施設工事計画

b. 水質浄化施設維持管理計画

c. 水質浄化施設の工事及び維持管理に係る費用負担

エ 事業費のうち国の交付金を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体
の費用をもって充当するよう努めるものとする。

(4) 第1の1の事業メニューの区分2の工種(4)及び区分5の工種(2)に掲げる暗渠
排水のうち、市町村または土地改良区が所有するとともに、災害対策基本法第42
条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被
害の発生防止を図ることが位置づけされているものを地域排水型暗渠排水と称す
る。

なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

4 事業計画の変更

(1) 事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

ア 第1の1の事業メニューの区分1から4又は区分6までの事業計画を変更する場合

(ア) 受益面積の10パーセント以上に及ぶ増又は減

(イ) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の10パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

(ウ) 主要工事計画であって、次に掲げるもの

a. 用排水系統の著しい変更

b. ダム、頭首工、用排水機及び用排水樋門等の基盤整備の新設又は廃止

c. bに掲げる施設の設置位置の大幅な変更

d. 水路延長の20パーセント以上に及ぶ増又は減

e. そのほかaからdまでに準ずる主要工事計画の変更

イ 第1の1の事業メニューの区分5の事業計画を変更する場合

(ア) 事業実施主体の変更

(イ) 事業実施区域の著しい変更

(ウ) 施設管理主体の大幅な変更

(エ) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の30パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

ウ 第1の1の事業メニューの区分1、4又は区分6を土地改良法に基づいた団体営事業として実施する場合、実施主体は、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

(ア) 事業の施行に係る地域についての次に掲げる変更

a. 事業の施行に係る地域の変更であって、これに伴う受益面積（農地開発を伴う事業にあっては造成農地面積をいう。）の増又は減が10パーセント以上となる変更。

b. 事業別目的面積又は造成面積の利用区分別面積のそれぞれの増減が20パーセント以上となる変更及びその位置の著しい変動。ただし、それぞれの増減が受益面積全体の10パーセントに満たない場合は、この限りではない。

(イ) 主要工事計画について、平成18年9月25日農林水産省告示1272号（土地改良法施行規則第38条の2等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件。以下「告示」という。）第一号（一）イ（ア）から（ウ）まで、（二）イ（ア）及び（イ）、（三）イ（ア）及び（イ）、

(四) イ並びに (五) イに掲げる変更

(ウ) 事業費であって告示第 2 号に規定されているものについての変更

(2) 実施主体が事業計画の重要な部分の変更を行ったときは、様式 1、様式 2 又は様式 3 により地方農政局長等へ提出するものとする。

第 3 助成

1 国は、予算の範囲内で水質保全対策事業に関連して必要となる経費について、実施主体に助成するものとし、対象となる経費は次のとおりとする。

なお、本事業により整備された発電施設により再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（以下この別紙において「固定価格買取制度」という。）による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。ただし、都道府県、市町村又は土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、固定価格買取制度により売電を行う場合にあっては、この限りでない。

(1) 工事費

- ① 本工事費
- ② 附帯工事費
- ③ 測量設計費
- ④ 用地費及び補償費
- ⑤ 船舶及び機械器具費
- ⑥ 換地費
- ⑦ 実施設計費
- ⑧ 調査費（第 1 の 1 の事業メニューの区分 3 及び 5 の工種(4)にかかるもの）
- ⑨ 技術指導費
- ⑩ システム整備費

第 4 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。）が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 26 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和 2 年 11 月末日までに交付要綱第 4 に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

- (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
- (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第5 その他

第1の1の事業メニューの区分1及び4は、土地改良法(昭和24年法律第195号)、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)及び土地改良法施行規則(昭和24年農林水産省令第75号)その他の法令に定めるところによる。

第1の1の事業メニューの区分2、3及び5は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施する。

第6 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)(平成23年4月1日付け22農振第2185号)に基づき採択された事業が水質保全対策事業に移行する場合における採択要件の取扱いについては、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)(平成23年4月1日付け22農振第2185号)番号16 水質保全対策事業に係る運用の第2の規定に基づいて、平成24年度及び平成25年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

水質保全対策事業 事業計画概要書

<様式 1 >

都道府県名		チクメイ地区名		水系		事業実施主体	
所在地					工期		関係市町村
目的及び必要性							
事業計画の概要							
事業対象地区の設定							
受益(流域)面積(ha)		水田	畑	樹園地	その他	合計	受益農家数(戸)
地域指定		農振指定	特農	過疎			
現況主要施設	施設名	型式・種類	規模・規格(高, 幅, 延長等)			整備時期	
関連事業	事業名	工期	受益	総事業費	進捗率	本事業との関連	
				千円	%		
水質保全の目標	水質項目	現況	目標	対策の内容			
法続	公告	・	申請	公告事業費		千円	
	同意率	人／	人×100＝	%	申請事業費	千円	
農業農村基盤整備事業(①)	工種		内 容		事業費		
	工事費				千円		
	小 計				千円		
	その他経費						
	合 計				千円		
	支援事業・先導的モデル事業の内容(※実施する場合)						
効果促進事業(②)	内 容				事業費		
					千円		
	合 計				千円		
総事業費(①+②)					千円		
事業効果	効果区分		効果額		10aあたり		投資効率
	〇〇効果		千円		千円		
	合 計		千円		千円		
施設の予定管理者及び予定管理方法							
事業費負担区分	区分	国	都道府県	市町村	受益者	備考	
	割合	%	%	%	%		
アロケ	共同事業者		算定方式				
	事業内容		負担率				
備考							

※本様式は、事業メニューの区分1から4までを実施するときを作成するもの。

水質保全対策事業 事業計画概要書

<様式2>

都道府県名		チ ク メ イ 地区名		水系		事業実施主体		農業農村基盤整備事業（①）	工 種	内 容	事 業 費			
所在地				工期		関係市町村			工事費			千円		
地区概要								小 計			千円			
									その他経費					
排水状況								合 計				千円		
									営農状況 (営農的対策)					
事業対象地区の設定								効果促進事業（②）	内 容		事業費			
											千円			
受益面積 (ha)	水田	畑	樹園地	その他	合計	受益農家 数 (戸)	流域面積 (ha)	合 計		千円				
								総事業費（①+②）		千円				
地域指定	農振指定	特農	過疎	その他				事業 効果	効果区分	効果額	10aあたり	投資効率		
									〇〇効果	千円	千円			
現況 主要 施設	施設名	型式・種類	規模・規格(高, 幅, 延長等)				整備時期	合 計		千円	千円			
								施設の予定管理者 及び予定管理方法						
関連 事業	事業名	地区名	工期	総事業費	進捗率	本事業との関連		事業費 負担区分	区 分	国	都道府県	市町村	受益者	備 考
				千円	%		割 合		%	%	%	%		
								ア ロ ケ	共同事業者	算定方式				
								事業内容	負 担 率					
目標	項 目	現況	目標	対策内容				備考						

※本様式は、事業メニューの区分5を実施するときを作成するもの。

(様式 3)

水 質 保 全 対 策 事 業 事 業 計 画 概 要 書

都道府県名		地区名				所在地				着手年度		事業実施主体	
受 益 面 積	総 事 業 費	効 果				t 当 たり 事 業 費	10 アール 当 たり 事 業 費	負 担 区 分					備 考
		農 業 関 係			その他			国 費	県 費	地 元 負 担 金			
		農作物	農地・ 施設	計						市町村	賦課金	その他	
ha	円	t 円	か所 円	円	か所 円	円	円	円	円	円	円	円	
現 況													
計 画													
主 要 工 事													
ため池 基 本 台 帳	登 録 年 度					更 新 年 度							

(注) 5 万分の 1 の位置図を添付すること。